

平成 21 年 12 月 10 日

独立行政法人国際協力機構

債券内容説明書（案）について

第3回国際協力機構債券の起債において、当機構が作成致しました「債券内容説明書（案）（平成21年12月1日現在）」（以下「債券内容説明書」という。）について、下記のとおりと致します。

記

1. 債券内容説明書1ページから5ページの「第一部 証券情報」については、別紙をご覧ください。
2. 債券内容説明書42ページから44ページの「3. 事業等のリスク」中の各項における将来に関する事項は、本日（平成21年12月10日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

以上

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券

銘柄	第3回国際協力機構債券	債券の総額	金20,000百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金20,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成21年12月10日
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
利率	年2.134%	払込期日	平成21年12月16日
利払日	毎年6月20日 及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	平成41年12月20日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <p>1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成22年6月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>2. 払込期日の翌日から平成21年12月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。</p> <p>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第2項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成41年12月20日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「改正JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限 その他の条項	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
取得格付	取得格付:	AAA	
	格付機関:	株式会社格付投資情報センター	
	取得月日:	平成21年12月10日	
	取得格付:	AA	
	格付機関:	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス	
	取得月日:	平成21年12月10日	

1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第 67 条第 1 項の規定により本債券の証券は発行しない。
2. 募集の受託会社
 (1)改正 JICA 法第 32 条第 8 項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社みずほコーポレート銀行とする。
 (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
 (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
 (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
 (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成 21 年 12 月 10 日付第 3 回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
 (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
3. 期限の利益の喪失事由
 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。
 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違反し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。
 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から 5 営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 50 億円を超えない場合は、この限りではない。
 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の 1 か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
4. 期限の利益喪失の公告
 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第 5 項(2)に定める方法により公告する。
5. 公告の方法
 (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に係る事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
6. 債券原簿の公示
 当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。
 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき
 当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき
 当該請求を行う者が、過去 2 年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき

摘

要

7. 発行要項の変更

- (1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

8. 本債券の債権者集会

- (1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。
- (2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
- (3) 債権者集会は、東京都において行う。
- (4) 本債券の総額(償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。)の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額(償還済みの額を除く。)に応じて、議決権を有するものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者(議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。)の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
- (8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。
債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定め違反するとき
決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
決議が著しく不公正であるとき
決議が本債権者の一般の利益に反するとき
- (9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるとする。
- (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第5項(2)に定める方法により公告する。
- (12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。

9. 元利金の支払

本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領(以下「業務規程等」という。)に従って支払われる。なお、当機構は、改正JICA法第32条第9項及び業務規程等に従って、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。

10. 募入方法

応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。

11. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社みずほコーポレート銀行においてこれを取り扱う。

2. 債券の引受け及び債券に関する事務

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件 1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金40銭とする。
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	10,000 百万円	
	大和証券エスエムピーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	10,000	
	計	-	20,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号		

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
20,000 百万円	90 百万円	19,910 百万円

(2) 手取金の使途

上記差引手取概算額 19,910 百万円は、全額を改正 JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号に定める有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

債券内容説明書（案）

平成 21 年 12 月 1 日現在

第 3 回国際協力機構債券

独立行政法人国際協力機構

1. 本債券内容説明書（以下「本説明書」といいます。）において記載する「第3回国際協力機構債券（以下「本債券」といいます。）」は、「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成18年法律第100号）施行後の独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第32条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条第2号の規定が適用されることから、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われておらず、本債券及び本説明書に対しては、同法第2章の規定は適用されません。また、当機構及び平成20年10月1日に廃止される以前の旧国際協力銀行（以下「旧JBIC」といいます。）が作成する財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
4. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第37条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成15年外務省令第22号）等に基づき作成しております。
また、旧JBICの財務諸表を記載しておりますが、これは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第42条の規定による廃止前の国際協力銀行法（以下「旧JBIC法」といいます。）第40条第1項の規定に基づき、旧JBIC法、関連政省令及び告示、並びに財政制度審議会公企業会計小委員会（現；財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会）が定めた「特殊法人等会計処理基準」に依拠して半期及び事業年度ごとに作成しています。また、上記財務諸表に加え、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」に準拠して作成し、金融商品取引法第193条の2第1項所定の監査証明に準ずる監査法人による監査証明を受けた財務諸表を、本説明書において併記しています。

本説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構
資金・管理部 市場資金課
電話番号 東京 03 (5226) 9279

目 次

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	2
1. 新規発行債券.....	2
2. 債券の引受け及び債券に関する事務.....	5
3. 新規発行による手取金の使途.....	5
第二部 発行者情報	6
第1 発行者の概況	7
1. 主要な経営指標等の推移.....	7
2. 沿革.....	9
3. 事業の内容.....	10
3-1. 当機構の概要.....	10
3-2. 当機構の業務内容.....	15
3-3. 当機構の財務.....	25
4. 関係会社の状況.....	30
4-1. 関連会社、関連公益法人等について.....	30
4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について.....	30
5. 職員の状況.....	32
第2 事業の状況	33
1. 平成20年度の事業概要.....	33
2. 対処すべき課題.....	36
3. 事業等のリスク.....	42
4. 財政状態及び経営成績の分析.....	45
4-1. 平成21年度中間決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）.....	45
4-2. 平成20年度決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）.....	51
4-3. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成20年度法定財務諸表（概要）.....	57
4-4. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成20年9月期民間財務諸表（概要）.....	61
4-5. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成19年度法定財務諸表（概要）.....	67
4-6. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成19年度民間財務諸表（概要）.....	70
4-7. 財政投融资事業に関する政策コスト分析について.....	76
5. 経営上の重要な契約等.....	77
第3 設備の状況	78
1. 設備投資等の概要.....	78
2. 主要な設備の状況（平成20年度末）.....	78
3. 設備の新設、除却等の計画.....	78
第4 発行者の状況	79
1. 資本金残高の推移.....	79
2. 役員（平成21年12月1日現在）の状況.....	80
3. コーポレート・ガバナンスの状況.....	82

第5 経理の状況	84
1. 当機構の財務諸表.....	84
1-1. 平成21事業年度上半期財務諸表等.....	85
〔独立監査人の中間監査報告書〕.....	85
〔監事意見書〕.....	86
〔財務諸表〕.....	87
1-2. 平成20事業年度財務諸表等.....	115
〔独立監査人の監査報告書〕.....	115
〔監事意見書〕.....	118
〔財務諸表〕.....	121
〔事業報告書〕.....	221
〔業務報告書〕.....	249
〔決算報告書〕.....	266
1-3. 平成19事業年度財務諸表等.....	270
〔独立監査人の監査報告書〕.....	270
〔監事意見書〕.....	271
〔財務諸表〕.....	272
〔事業報告書〕.....	300
〔決算報告書〕.....	319
2. 旧国際協力銀行法定財務諸表（特殊法人等会計処理基準準拠）.....	320
2-1. 平成20年度財務諸表.....	321
〔財務諸表〕.....	321
2-2. 平成19年度財務諸表.....	335
〔監事意見書〕.....	335
〔財務諸表〕.....	336
2-3. 参考情報.....	350
(1) 附属明細書（平成20年度）.....	350
(2) 附属明細書（平成19年度）.....	366
3. 旧国際協力銀行財務諸表（民間会計基準準拠）.....	382
3-1. 総括（平成20年度及び平成19年度）.....	383
〔独立監査人の監査報告書〕.....	383
〔財務諸表等〕.....	384
3-2. 国際金融等勘定（平成20年度及び平成19年度）.....	410
〔独立監査人の監査報告書〕.....	410
〔財務諸表等〕.....	411
3-3. 海外経済協力勘定（平成20年度及び平成19年度）.....	437
〔独立監査人の監査報告書〕.....	437
〔財務諸表等〕.....	438
第6 発行者の参考情報	457
1. 発行者の参考情報.....	457
2. 独立行政法人国際協力機構中期目標.....	458
3. 独立行政法人国際協力機構中期計画.....	466

- 注1：本説明書中の数値は特に他の記載がない限り、平成20年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）末現在のものであります。
- 注2：本説明書中の数値は特に他の記載がない限り、当機構及び旧JBICの財務諸表作成のために、民間企業とは異なった会計処理を行ったものです。当該会計処理についての詳細は本説明書25ページをご参照ください。
- 注3：基本的に本説明書中の表は計数が四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- 注4：本説明書内において融資・出資等に関する「承諾」とは、当機構又は旧JBICが融資・出資等について決定することを指しています。
- 注5：本説明書内の業務統計において用いている地域名内訳は、別途注記がない限り、次頁のとおりとなっています。
- 注6：本説明書内で用いている△はマイナスを表します。
- 注7：本説明書内で「JICA」は平成20年10月以前の国際協力機構、「新JICA」は平成20年10月以降の国際協力機構、「当機構」はJICA及び新JICAを含む国際協力機構を指します。

地 域 名	当 該 地 域 に 含 ま れ る 国 等
ア ジ ア	中国、韓国、モンゴル、ブルネイ、カンボジア、東チモール、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ、アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン
大 洋 州	オーストラリア、クック諸島、フィジー、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、ナウル、ニュージーランド、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、ニウエ
ヨ ム ャ ッ ム	アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マケドニア、セルビア、モンテネグロ、モルドバ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、ウクライナ、トルコ、ベラルーシ、コソボ
中 東	バーレーン、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、パレスチナ、カタール、サウジアラビア、シリア、アラブ首長国連邦、イエメン、アルジェリア、エジプト、リビア、モロッコ、チュニジア
ア フ リ カ	スーダン、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、トーゴ、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ、エリトリア
北 米 ・ 中 南 米	アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、メキシコ、ウルグアイ、ベネズエラ

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券

銘柄	第3回国際協力機構債券	債券の総額	金●百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金●百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成●年●月●日
発行価格	額面100円につき 金●円●銭	申込証拠金	額面100円につき金●円●銭とし、 払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利率	年●.●●●●%	払込期日	平成●年●月●日
利払日	毎年●月●日 及び●月●日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	平成●年●月●日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <p>1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成●年●月●日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年●月●日及び●月●日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>2. 払込期日の翌日から平成●年●月●日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半年に満たない利息を支払うときは、半年の日割をもって計算する。</p> <p>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第2項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半年の日割をもって計算する。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成●年●月●日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「改正JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	
取得格付	取得格付:	AAA	
	格付機関:	株式会社格付投資情報センター	
	取得月日:	平成●年●月●日	
	取得格付:	AA	
	格付機関:	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス	
	取得月日:	平成●年●月●日	

1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。
2. 募集の受託会社
 - (1) 改正 JICA 法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社みずほコーポレート銀行とする。
 - (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
 - (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
 - (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
 - (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成●年●月●日付第3回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
 - (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
3. 期限の利益の喪失事由
 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
 - (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
 - (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
4. 期限の利益喪失の公告
 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第5項(2)に定める方法により公告する。
5. 公告の方法
 - (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に関係する事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
6. 債券原簿の公示
 当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。
 - ① 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき
 - ② 当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき
 - ③ 当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき

<p>摘 要</p>	<p>7. 発行要項の変更</p> <p>(1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>8. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 債権者集会は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(3) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定め違反するとき</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき</p> <p>④決議が本債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p> <p>9. 元利金の支払</p> <p>本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。なお、当機構は、改正 JICA 法第 32 条第 9 項及び業務規程等に従って、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。</p> <p>10. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>11. 発行代理人及び支払代理人</p> <p>別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社みずほコーポレート銀行においてこれを取り扱う。</p>
------------	---

2. 債券の引受け及び債券に関する事務

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額 百万円	引受けの条件
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	未定
	大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
計	—	●		

債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
●●●●●百万円	●●●●●百万円	●●●●●百万円

(2) 手取金の使途

上記差引手取概算額●●●百万円は、全額を改正 JICA 法第 13 条第 2 項に定める有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

第二部 発行者情報

第1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

当機構は、平成20年10月1日に旧国際協力銀行（以下「旧JBIC」といいます。）の海外経済協力業務と、外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継致しました。

当機構の平成16年度から平成20年度までの経営成績は、以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

（単位：百万円）

決算年月	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (注1)
経常収益	172,202	167,730	168,103	153,146	285,126
経常費用	171,482	166,834	162,212	157,900	191,784
経常利益又は経常損失(△) ※1	720	896	5,891	△4,754	93,342
臨時利益	1	1	1	7	33
臨時損失	83	41	99	16	67
当期総利益	637	855	5,793	39	(注2)93,334
資本金 ※2	88,508	88,508	88,508	83,333	7,474,189
純資産額 ※3	85,434	83,894	87,071	74,467	8,053,953
総資産額	110,389	113,543	112,648	106,753	11,177,362
業務活動によるキャッシュ・フロー	△250	5,224	2,156	1,316	△32,408
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,928	△1,780	△3,503	2,306	△75
財務活動によるキャッシュ・フロー	△48	△169	△252	△5,458	83,033
資金期末残高	3,504	6,862	5,192	3,162	57,671

(注1) 平成20年10月に国際協力機構（JICA）と国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務部門が統合致しました。これにより定められた有償資金協力勘定の平成20年度の会計期間は平成20年10月1日から平成21年3月31日までの期間となっております。

(注2) 前中期目標期間繰越積立金取崩額として25百万円を計上後の金額であります。

（指標等の説明）

※1 経常利益（又は経常損失）＝経常収益－経常費用

※2 資本金＝政府出資金

※3 純資産額＝自己資本＝政府出資金＋剰余金＋評価・換算差額等

参考として、平成 20 年 10 月 1 日付で当機構が承継した旧 JBIC 海外経済協力勘定の平成 16 年度から平成 20 年度の主要な経営指標等を以下に記載します。

海外経済協力勘定(旧国際協力銀行)

(単位：百万円)

決算年月	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (注 2)
経常収益	695,949	687,991	680,017	676,528	517,459
当年度利益金	25,834	54,738	139,402	182,333	9,806
資本金	6,891,244	7,065,644	7,231,508	7,390,572	7,456,772
純資産合計 (注 1)	7,002,569	7,231,707	7,536,973	7,878,370	7,954,376
借入金残高	4,200,459	4,020,220	3,714,803	3,306,704	3,114,262
債券残高	25,000	10,000	-	-	-
総資産額	11,245,073	11,278,906	11,265,523	11,198,988	11,082,052
貸付金残高	11,340,485	11,428,913	11,378,616	11,387,131	11,268,382
出資金	155,060	152,798	139,940	134,602	134,843
純資産合計/総資産額 (%) (注 1)	62.27%	64.12%	66.90%	70.35%	71.78%
当年度利益金/純資産合計 (%) (注 1)	0.37%	0.76%	1.85%	2.31%	0.12%

(注 1) 「純資産」について、平成 19 年度までは「資本」という呼称を用いておりました。

(注 2) 平成 20 年度は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までの 6 ヶ月となっております。

2. 沿革

年 月	独立行政法人国際協力機構	旧国際協力銀行 海外経済協力業務
昭和 29 年 10 月	コロンボプラン加盟、日本の技術協力事業の開始	
昭和 36 年 3 月		海外経済協力基金（OECF）設立（日本輸出入銀行が運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継・設立）
昭和 37 年 6 月	海外技術協力事業団（OTCA）設立	
昭和 38 年 7 月	海外移住事業団（JEMIS）設立	
昭和 40 年 4 月	日本青年海外協力隊（JOCV）：現青年海外協力隊発足	
昭和 41 年 3 月		OECF 初の円借款供与（対韓国）
昭和 49 年 8 月	国際協力事業団（JICA）設立	
昭和 62 年 9 月	国際緊急援助隊発足	
平成 11 年 10 月		日本輸出入銀行とOECFの統合により、国際協力銀行（JBIC）設立
平成 15 年 10 月	独立行政法人国際協力機構（JICA）発足	
平成 18 年 11 月	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」公布	
平成 19 年 5 月		円借款供与国数が 100 カ国到達
平成 19 年 6 月	青年海外協力隊、派遣隊員が 3 万人突破	
平成 20 年 10 月	10 月 1 日付で旧国際協力銀行の海外経済協力業務と、外務省の無償資金協力業務を承継（新 JICA 発足）	10 月 1 日付で解散 （国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫、海外経済協力業務は当機構に承継）

3. 事業の内容

3-1. 当機構の概要

(1) 設立の経緯と業務の目的

当機構は、平成 13 年 12 月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」といいます。）及び独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号。以下「JICA 法」といいます。）の定めるところにより、平成 15 年 10 月 1 日に設立された独立行政法人です。

当機構は、平成 18 年 5 月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）及びこれに基づき平成 18 年 11 月に成立した「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 100 号。以下本法律施行後の JICA 法を「改正 JICA 法」といいます。）の定めるところにより、平成 20 年 10 月 1 日付で新たに旧 JBIC の円借款等海外経済協力業務（当機構では「有償資金協力業務」といいます。）及び外務省より無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継し、わが国の国際協力における総合的な援助機関として新たなスタートを切りました。

【参考】新 JICA 発足までの経緯

平成 18 年 5 月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（「行政改革推進法」）成立
平成 18 年 11 月	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」成立
平成 20 年 10 月 1 日	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」施行 同日付で旧 JBIC の海外経済協力業務（当機構における有償資金協力業務）及び外務省より無償資金協力業務の一部を承継

当機構の目的としては、改正 JICA 法第 3 条において、「開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」といいます。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の推進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること」と定められております。

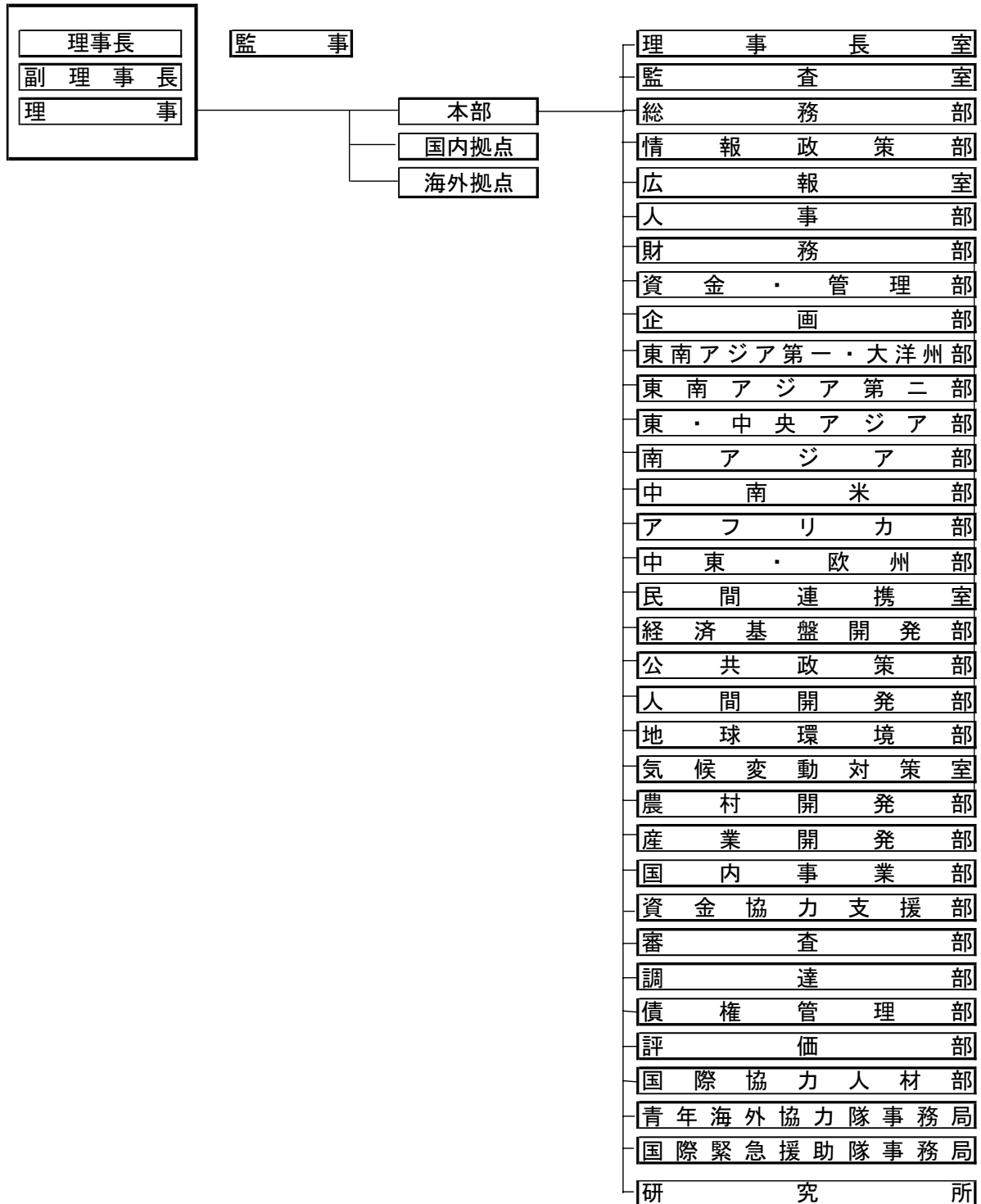
(2) 資本金の構成

当機構の資本金は日本政府が全額出資しています。

当機構は上述のとおり、平成 20 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継致しました。改正 JICA 法附則第 2 条第 7 項に基づき、当機構が旧 JBIC より承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとされ、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、平成 20 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、平成 21 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

平成 21 年 3 月 31 日現在、当機構の資本金は 7,474,189 百万円です。

(3) 組織図 (平成 21 年 11 月末現在)



(4) 日本政府との関係について

① 主務大臣について

改正 JICA 法第 43 条第 1 項により、当機構の主務大臣は次のとおりとされています。

- (ア) 管理業務に関する事項（次号に掲げるものを除く。）については、外務大臣
- (イ) 管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項については、外務大臣及び財務大臣
- (ウ) 管理業務以外の業務に関する事項については、外務大臣

主務大臣は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可等を行います。

② 役員について

当機構の理事長及び監事は主務大臣が任命し（通則法第 20 条第 1 項及び第 2 項）、副理事長及び理事は理事長が任命します（同条第 3 項）。また、主務大臣又は理事長はそれぞれが任命した役員を解任することができます（通則法第 23 条）。

なお、理事長が副理事長及び理事を任命若しくは解任した時は、遅滞なく主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（通則法第 20 条第 4 項及び第 23 条第 4 項）。

③ 中期目標・中期計画について

主務大臣は、3 年以上 5 年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」といいます。）を定め、これを当機構に指示するとともに公表しなければならないと定められております（通則法第 29 条）。当機構は指示を受けた当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」といいます。）を作成し、主務大臣の認可を受ける必要があります（通則法第 30 条）。また、主務大臣は、法律を施行するため必要があると認めるときは、当機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又は当機構の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができます（通則法第 64 条）。

④ 会計検査院による検査について

当機構に対しては会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 20 条、第 22 条第 5 号及び第 30 条の 3 に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。検査は毎月行われる書面検査と毎年 2 回行われる実地検査があり、検査結果は毎年 1 回会計検査院から国会に提出されます。また、議院等から国会法（昭和 22 年法律第 79 号）の規定により会計検査及びその報告の要請があった場合、当該要請にかかる事項につき会計検査院による検査が行われます。

⑤ 金融庁による検査について

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律（平成 14 年法律第 56 号）が平成 15 年 4 月 1 日に施行されたことを受け、平成 15 年度より主務大臣から検査権限の一部を委任されて、旧 JBIC に対し金融庁の検査が実施されており、当機構の有償資金協力業務についても引き続き検査対象となっています（改正 JICA 法第 39 条）。

⑥ 財務面での政府関与

(i) 予算制度

当機構では、改正 JICA 法第 17 条により、

- (ア) 後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（以下「一般勘定」といいます。）
- (イ) 有償資金協力業務に係る勘定（以下「有償資金協力勘定」といいます。）

に区分して経理を行うこととされています。一般勘定の主な収入である運営費交付金は、外務省 ODA 一般会計予算の一部として措置されます。また、有償資金協力勘定については、改正 JICA 法第 18 条及び第 21 条に基づき、旧 JBIC と同様、予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例によるとされ、有償資金協力業務に係る収入及び支出の予算は、政府関係機関予算として主務大臣を経由して財務大臣に提出、閣議決定後、内閣がこれを国会に提出、国会において議決されます。

(ii) 資金調達

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当機構に追加して出資することができます（改正 JICA 法第 5 条第 2 項）。

政府は、予算の範囲内において、当機構に対してその業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができます。（通則法第 46 条）。

当機構は、中期計画において設定する限度額の範囲内で、短期借入金をすることができます（通則法第 45 条）。

また当機構は、有償資金協力業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から長期借入金をし、又は国際協力機構債券を発行することができます（改正 JICA 法第 32 条）。

(iii) 当機構の借入金及び債券発行の制限

当機構の有償資金協力勘定における借入金・債券発行に係る債務の合計額については法律上の上限があり（改正 JICA 法第 33 条）、旧 JBIC 海外経済協力勘定と同様、同勘定の資本金及び準備金の合計額の 3 倍に相当する額までとなっています。また、当機構は毎事業年度の債券発行にかかる基本方針を作成し、主務大臣の認可を受けなければなりません（改正 JICA 法第 32 条第 3 項）。

(iv) 財務諸表の作成及び監査について

当機構の一般勘定については、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています（通則法第 38 条）。また、有償資金協力勘定においては、旧 JBIC と同様、半期の財務諸表を作成し、当該半期経過後 2 月以内又は当該事業年度終了後 3 月以内に、主務大臣を経由して財務大臣に届け出なければならないとされています（改正 JICA 法第 28 条）。当機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならないとされています（通則法第 39 条）。当該会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならない（通則法第 41 条）、主務大臣により選任されます（通則法第 40 条）。

(5) 民間金融機関との関係（有償資金協力業務）

有償資金協力業務においては、旧 JBIC と同様、一般の金融機関が行う資金の貸付け又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならず（改正 JICA 法第 14 条第 1 項）、一般の金融機関が通常の条件により資金の貸付け又は出資を行うことが困難と認められる場合（同条第 2 項）、及び開発事業に係る事業計画又は開発途上地域の経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合（同条第 3 項）に限り、必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要のあるときは出資することができますとされています。

(6) 開発途上国政府、国際機関、市民社会との関係

当機構は開発途上国政府・政府機関スタッフの研修招聘を通じた人的パイプの構築を行っており、また、海外の援助機関とも共同して援助方針の調整等を行い、開発途上国の開発計画づくりに協力しています。他ドナーとの関係も、国連機関（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連開発計画（UNDP）など）、国際開発金融機関（世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、アフリカ開発銀行（AfDB）など）、及び、二国間援助機関（米国国際開発庁（USAID）、英国国際開発省（DFID）、ドイツ復興金融公庫（KfW）など）との間で、トップマネジメン

ト・レベル及びスタッフ・レベルの協議・相互訪問による緊密な意見交換やスタッフ相互派遣を行っています。こうした開発途上国政府やドナー間の協力関係の構築は、より効果的な開発援助の推進を可能にする点に意義があります。例えば、他ドナーとの協調融資や、相手国政府・ドナー間での調達・財務管理手続きの調和化などの取り組みは、開発事業の実施にあたっての調整コストを引き下げ、開発効果をより早く発現させることに繋がっています。

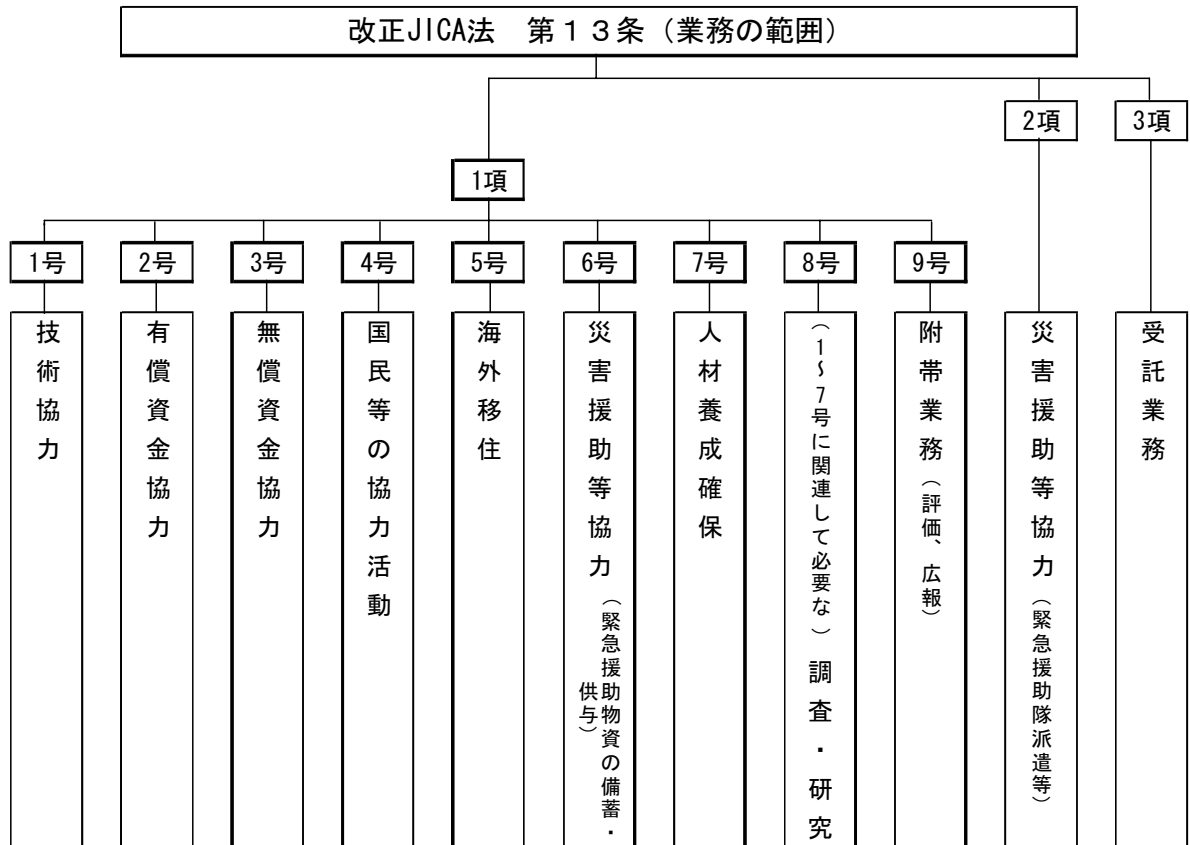
当機構は NGO、地方自治体との定期協議や開発の現場での協力を通じたパートナーシップの構築を推進しています。また、民間部門との連携を通じ、民間企業の海外直接投資、途上国産品の交易等の機会拡充や環境整備、CSR 関連活動等を支援することにより、開発途上国の発展に貢献することを目的として、民間部門の持つノウハウやネットワークと効果的に連携・協調が行えるよう、平成 20 年 10 月の新 JICA 発足を機に新たに民間連携室を設置しました。

民間連携室の発足以降、民間企業から、民間連携の候補案件などについて、多くのご相談を受けています。また、日本政府の官民パートナーシップ推進の政策を踏まえ、JICA も民間連携に関する基本方針を策定・公表し、また好事例をウェブサイトに掲載するなど、対外発信にも努めています。(http://www.jica.go.jp/priv_partner/index.html)

3-2. 当機構の業務内容

(1) 業務の種類

当機構は、平成20年10月1日付で旧JBICの海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継しました。承継後の当機構の業務の範囲については、改正JICA法第13条に以下のように定められております。



① 技術協力

技術協力は、開発途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材を育成するため、日本の技術や技能、知識を開発途上国に移転し、あるいは、その国の実情にあった適切な技術などの開発や改良を支援するとともに、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備などに寄与することを目的としています。

具体的には、開発途上国の技術者や行政官等に対する技術研修の実施、専門的な技術や知識をもつ専門家の派遣、都市や農業、運輸など各種の開発計画の作成や資源の開発などを支援する開発計画調査型技術協力などがあります。

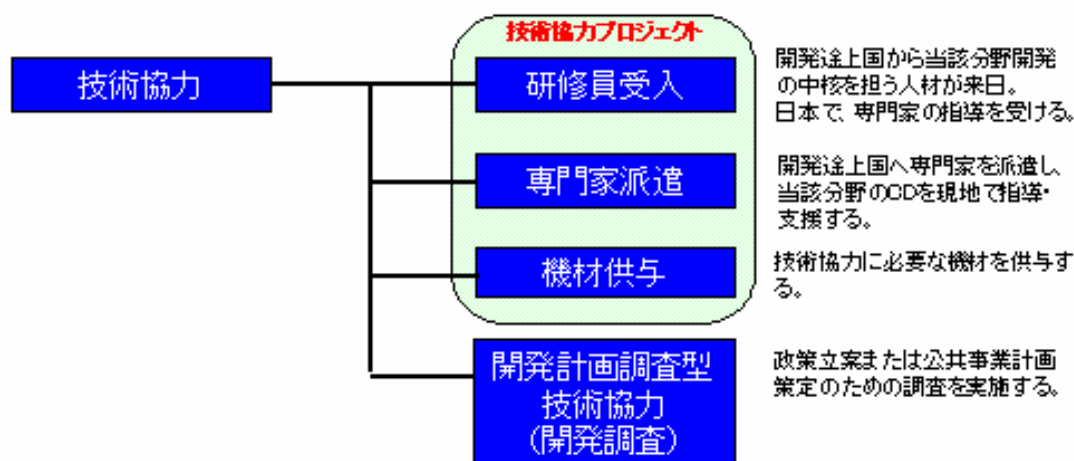
その協力分野は、保健・医療などの基礎生活分野から産業化に必要な技術分野にまでわたり、広範な分野で、日本の技術やノウハウを相手国の中堅クラスの人材など指導的役割を担う人々に伝え、技術やノウハウが相手国の人々に広く伝播することにより、国の発展に寄与することを期待しています。また技術協力は、“人と人との接触を通じて実現”され、人の往来が基本となる援助形態であるため、両国国民レベルでの相互理解に大きな役割を果たしています。

当機構が行う技術協力には、「専門家の派遣」「研修員の受入れ」「機材の供与」等の手段（協カツール）を組み合わせ、一つのプロジェクトとして一定の期間に実施する「技術協力プロジェクト」並びに開発途上国の公共的な開発計画策定を支援する「開発調査型技術協力」などがあります。

開発途上国のニーズは、農業や社会基盤の整備に加え、最近ではHIV/エイズやSARSなど感染症対策に対する支援、市場経済化や法整備に対する支援、アフガニスタンや東ティモール

ルなどにみられる平和構築・復興支援など従来にも増して、多様化・多面化しています。当機構は、こうした国々からの要請に、よりの確かかつ迅速に応えるとともに、それぞれの国情や開発課題に応じて、最も成果が見込まれる協力を計画・実施していくことが大切であると考えています。

技術協力の種別・イメージ図



② 有償資金協力

有償資金協力とは、低金利で返済期間の長い緩やかな条件(譲許的な条件)で、開発途上国に対して開発資金を貸付ける形態の援助のことを指し、わが国の場合、主に「円借款」と呼ばれる政府直接借款です。

開発途上国に対する援助を行うにあたっては、贈与(無償資金協力、技術協力)に加え、開発途上国に借款を供与し、返済義務を課すことによって、その国の自助努力を一層促すことができると考えられます。

長期的にみて途上国が経済的自立を達成し、また貧困削減を図っていくためには、恒常的で持続的な経済成長を可能とするような経済基盤、社会基盤の底上げが必要ですが、途上国においては、そうした基盤整備に必要な資金を市場メカニズムだけで調達することは困難であり、そこで緩やかな条件で供与する円借款の役割が発揮されます。

多くの開発途上国では、電力・ガス、運輸、通信などの経済社会基盤の整備が不十分です。また近年、貧困層の拡大に加え、HIV/エイズなどの感染症、大気や水の汚染、紛争・テロなどの地球的規模の問題が顕在化しています。このような問題に対処するため、国際社会では「ミレニアム開発目標(MDGs)」(※)を共通のゴールとし、各国がさまざまな施策を打ち出しています。円借款は、開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付けることにより、開発途上国の発展への取組みを支援します。

円借款の特徴として、資金の返済を求める円借款は、開発途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業監理を促し、開発途上国のオーナーシップを後押しすることが挙げられます。また、円借款は返済を前提とした資金援助であるため、日本にとっても財政負担が小さく、持続性のある支援手段です。

国際機関や先進国はミレニアム開発目標の達成に向け、さまざまな取組みを行っています。また、平成15年8月に閣議決定された日本政府の「政府開発援助(ODA)大綱」においても、ミレニアム開発目標を視野に入れた貧困削減や平和構築等を重点課題として挙げています。円借款はODA大綱を踏まえ、「貧困削減」、「平和の構築」、「地球規模問題への対応」に貢献する分野への支援を積極的に行っています。

円借款による支援地域は、日本と地理的・歴史的・経済的なつながりの強いアジア地域が中心となっていますが、アジア地域以外の国々のニーズも大きく、これまで合計103カ国に及ぶ幅広い国と地域を支援しています。

なお、当該業務はこれまで旧 JBIC が海外経済協力業務として行ってきましたが、平成 20 年 10 月より、当機構がこれを承継し、有償資金協力業務として実施しております。

※「ミレニアム開発目標 (MDGs)」: 平成 12 年 9 月の国連ミレニアム・サミットにて採択された国連ミレニアム宣言と 1990 年代に採択されたさまざまな国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたもの。貧困撲滅、普遍的初等教育の達成、環境の持続可能性の確保等 8 分野について平成 27 年までに達成すべき目標を掲げています。

円借款供与条件表（平成 21 年 4 月 1 日以降に事前通報が行われる案件に適用）

気候変動対策円借款以外

所得段階	一人当たり GNI (平成 19 年)	条件	基準/ オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち据置 期間 (年)	調達条件	
LDC	うち貧困国	無利子近似		0.01	40	10	アンタイド	
		一般条件	基準	0.70	30	10	アンタイド	
	オプション 1		0.65	25	7			
	オプション 2		0.60	20	6			
	優先条件	オプション 3	0.55	15	5	アンタイド		
		基準	0.55	40	10			
		オプション 1	0.45	30	10			
		オプション 2	0.40	20	6			
	貧困国	US\$ 935 以下	一般条件	オプション 3	0.30	15	5	アンタイド
				基準	1.20	30	10	
オプション 1				0.90	25	7		
オプション 2				0.75	20	6		
優先条件			オプション 3	0.65	15	5	アンタイド	
			基準	0.55	40	10		
			オプション 1	0.45	30	10		
			オプション 2	0.40	20	6		
STEP			オプション 3	0.30	15	5	タイド	
			基準	0.20	40	10		
低所得国	US\$ 936 以上 US\$ 1,785 以下	一般条件	オプション 2	0.70	15	5	アンタイド	
			オプション 1	0.80	20	6		
			基準	1.40	30	10		
		優先条件	オプション 2	0.50	20	6	アンタイド	
			オプション 1	0.55	30	10		
			オプション 3	0.40	15	5		
			基準	0.65	40	10		
		STEP	オプション 2	0.70	15	5	タイド	
			基準	0.20	40	10		
		中所得国	US\$ 1,786 以上 US\$ 3,705 以下	一般条件	オプション 1	0.95	20	6
基準	1.40				25	7		

			オプション 2	0.80	15	5	
		優先条件	基準	0.65	40	10	アンタイド
			オプション 1	0.55	30	10	
			オプション 2	0.50	20	6	
			オプション 3	0.40	15	5	
		STEP	基準	0.20	40	10	タイト
			オプション	0.10	30	10	
中進国	US\$ 3,706 以上 US\$ 6,465 以下	一般条件	基準	1.70	25	7	アンタイド
			オプション 1	1.60	20	6	
			オプション 2	1.50	15	5	
		優先条件	基準	1.20	25	7	アンタイド
			オプション 1	1.00	20	6	
			オプション 2	0.60	15	5	
コンサルティングサービス		コンサルティングサービス部分の金利は 0.01% とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。					
プログラム借款オプション		協調融資の場合は譲許性を確保しつつ、協調融資先の償還期間と同一にすることができる。また、IMF のプログラムが順調に進んでいる国及び IDA グラント供与国については、IMF の譲許性基準を満たすよう供与条件を変更する。					

気候変動対策円借款供与条件表

所得段階	一人当たり GNI (平成 19 年)	条件	基準/ オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち据置 期間 (年)	調達条件
LDC	うち貧困国	無利子近似		0.01	40	10	アンタイド
		アンタイド	基準	0.20	40	10	アンタイド
	オプション 1		0.15	30	10	アンタイド	
	オプション 2		0.10	20	6	アンタイド	
貧困国	US\$ 935 以下	アンタイド	基準	0.25	40	10	アンタイド
			オプション 1	0.20	30	10	アンタイド
			オプション 2	0.15	20	6	アンタイド
			オプション 3	0.10	15	5	アンタイド
		STEP	基準	0.10	40	10	タイト
低所得国	US\$ 936 以上 US\$ 1,785 以下	アンタイド	基準	0.30	40	10	アンタイド
			オプション 1	0.25	30	10	アンタイド
			オプション 2	0.20	20	6	アンタイド
			オプション 3	0.15	15	5	アンタイド
		STEP	基準	0.10	40	10	タイト

中所得国	US\$ 1,786 以上 US\$ 3,705 以下	アンタイド	基準	0.30	40	10	アンタイド
			オプション1	0.25	30	10	アンタイド
			オプション2	0.20	20	6	アンタイド
			オプション3	0.15	15	5	アンタイド
		STEP	基準	0.10	40	10	タイド
中進国	US\$ 3,706 以上 US\$ 6,465 以下	アンタイド	基準	0.60	40	10	アンタイド
			オプション1	0.50	30	10	アンタイド
			オプション2	0.40	20	6	アンタイド
			オプション3	0.30	15	5	アンタイド
コンサルティングサービス	コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。						

- ※ STEP（本邦技術活用条件）は、OECDルール上タイド援助供与可能な条件とし、毎年1月15日に見直しを行う。
- ※ オプション金利は、CL値が基準金利のCL値を上回らない金利とする。
- ※ EPSA ソブリン向け融資の場合には、国別カテゴリーに応じ、優先条件が適用される（※LDCかつ貧困国については、無利子近似が適用される。）
- ※ EPSA ノンソブリン向け融資のためのアフリカ開発銀行向けツーステップローンの供与条件は、0.55%、40年（10年）が適用される。
- ※ 所得段階にかかわらず、災害復旧に対する融資の供与条件は、0.01%、40年（10年）が適用される。

③ 無償資金協力

無償資金協力とは、被援助国（開発途上国）等に対し返済の義務を課さない資金協力であり、開発途上国の経済社会開発に資する計画に必要な資機材、設備及び役務（技術及び輸送等）を調達する資金を供与（贈与）するものです。収益性が低く途上国の自己資金や借入れ資金による対応が困難な、住民の生活水準向上に直結した公共的な案件を中心に、医療・保健衛生、水供給、初等・中等教育、農村・農業開発等の基礎生活分野等が主対象ですが、近年はこれらに加え、紛争予防、平和構築、地雷対策、テロ・海賊対策、防災・災害復興、環境等対象分野が多様化しています。このように幅広い分野において、迅速かつ機動的に支援を行いうる無償資金協力は、相手国に高く評価されている点から、外交的効果が極めて大きいといえます。

なお、これまで無償資金協力事業は、日本政府（外務省）が実施し、当機構は事業の実施促進を行ってきましたが、新 JICA 発足（平成 20 年 10 月）後は、当機構が一般無償資金協力等の実施主体として、調査の実施から実施監理、支払い業務までを一貫して担っています。

当機構が主体となり実施する無償資金協力は、一般プロジェクト無償、人材育成研究支援無償、防災・災害復興支援無償、コミュニティ開発支援無償、貧困削減戦略支援無償、環境プログラム無償、水産無償、一般文化無償、食糧援助、貧困農民支援です。ノン・プロジェクト無償、草の根・人間の安全保障無償、日本 NGO 支援無償、テロ対策等治安無償（事前の調査及び実施の促進のみ当機構が担当）、草の根文化無償、緊急無償は外務省が実施しています。

無償資金協力のうち当機構が実施主体となっている業務は、平成 21 年度の当初予算では約 66%を占めています。

④ ボランティア派遣

ボランティア事業はより住民に近く直接役立つ事業として受入国から高い評価を得ています。同時に国内でも ODA 予算に対する厳しい環境が続くなか、国民参加型国際協力の中核を担う事業として国民からの期待と評価が高まっています。

（i）青年海外協力隊

青年海外協力隊事業は、開発途上国からの要請に対し、それらの国の経済・社会の発展に協力しようとする青年の活動を促進するものです。協力隊員は原則として開発途上国に 2 年間滞在し、受入国の人々と寝食をともにしながら協力活動を行います。協力分野は、農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、スポーツ、計画・行政の 8 分野、約 120 職種と多岐にわたります。

（ii）シニア海外ボランティア

シニア海外ボランティア事業は、開発途上国への支援活動に興味をもつ中高年層の方々を対象としています。幅広い技術や豊かな職業経験をもつ 40 歳から 69 歳までの人材を募り、開発途上国からの要請に応じて派遣するもので、青年海外協力隊のシニア版といえる事業です。協力分野は青年海外協力隊と同様多岐にわたります。

（iii）日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティア

日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティアは、中南米地域の日系人社会からの要請に応じて派遣され、地域社会の発展に貢献する事業です。

⑤ 国際緊急援助

我が国は、地震や台風などの自然災害が多いため、これまでに豊富な経験と技術的なノウハウを蓄積してきました。こうした経験を途上国の災害救援に活かしたいとの思いから、1970年代後半に医療チームの派遣を中心とする国際緊急援助活動が始まりました。

昭和62年には「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（通称JDR法）の施行により、救助チーム、専門家チームが加わり、現在の国際緊急援助体制の基礎が完成しました。平成4年には、「国際連合平和維持活動に対する協力に関する法律」（PKO法）の制定にあわせてJDR法も一部改正され、特に大規模な災害への自衛隊の派遣が可能になりました。同時に、PKO法とJDR法の対応範囲が整理され、紛争に起因する災害はPKOが、それ以外の災害（自然災害、ビル倒壊などの人為的災害）は、国際緊急援助隊が対応することで整理されました。

当機構は、外務大臣の派遣命令を受けて、災害の種類や規模、被災国の要請に応じて、以下の4チームを単独ないしは複数組み合わせることで国際緊急援助隊を派遣しています。

（i）救助チーム

被災地での被災者の捜索、発見、救出、応急処置、安全な場所への移送を主な任務としています。チームは、警察庁、消防庁、海上保安庁の救助隊員から構成され、政府の派遣決定から24時間以内に日本を出発することを目標としています。

（ii）医療チーム

医療チームは、被災者の診療又は診療の補助を行い、必要に応じて疾病の感染予防や蔓延防止のための活動を行います。メンバーは、自発的な意志に基づいてあらかじめ登録された医師、看護師、薬剤師、調整員などから編成されます。政府の派遣決定から48時間以内に日本を出発することを目標としています。国際緊急援助隊の中で最も歴史が長い活動です。

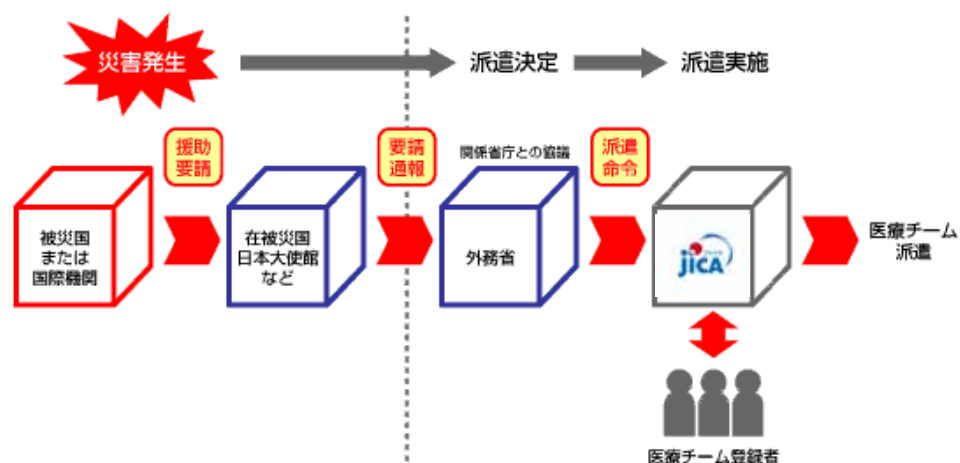
（iii）専門家チーム

専門家チームは、災害に対する応急対策と復旧活動の指導を行います。たとえば、地震の被災国において建物の耐震性診断を行ったり、噴火の恐れがある火山を調査し、噴火予測や被害予測を行うなどの活動が含まれます。また、新しい感染症に対して、被害の拡大を食い止めるため助言を行うこともあります。チームは、災害の種類に応じて、関係省庁や地方自治体から推薦された技術者や研究者などで構成されています。

（iv）自衛隊部隊

大規模な災害が発生し、特に必要があると認められるとき、自衛隊部隊を派遣します。自衛隊部隊は、緊急援助活動（医療・防疫）や船舶・航空機を用いた輸送活動を行います。

派遣のプロセス：医療チームの場合



⑥ 研究活動

平成20年10月の新JICAの発足にともない新たに設置された「JICA研究所」は、開発途上国が直面する開発課題の解決に向けて開発援助機関としての比較優位を活かした、政策志向の研究に重点を置いております。途上国政策担当者への発信や国際開発潮流への働きかけを強化するため、国内外のネットワークづくりによる研究交流を通じて、研究者と開発実務者の対話の場を創出すると同時に、国際的水準の研究の推進に努めております。こうした研究活動を通じて、途上国の開発課題の解決を支援する新JICAの事業戦略に貢献していくことを目指しております。

JICA研究所の重点研究領域は「平和と開発」「成長と貧困削減」「環境と開発／気候変動」「援助戦略」の四つです。

(2) 業務フロー

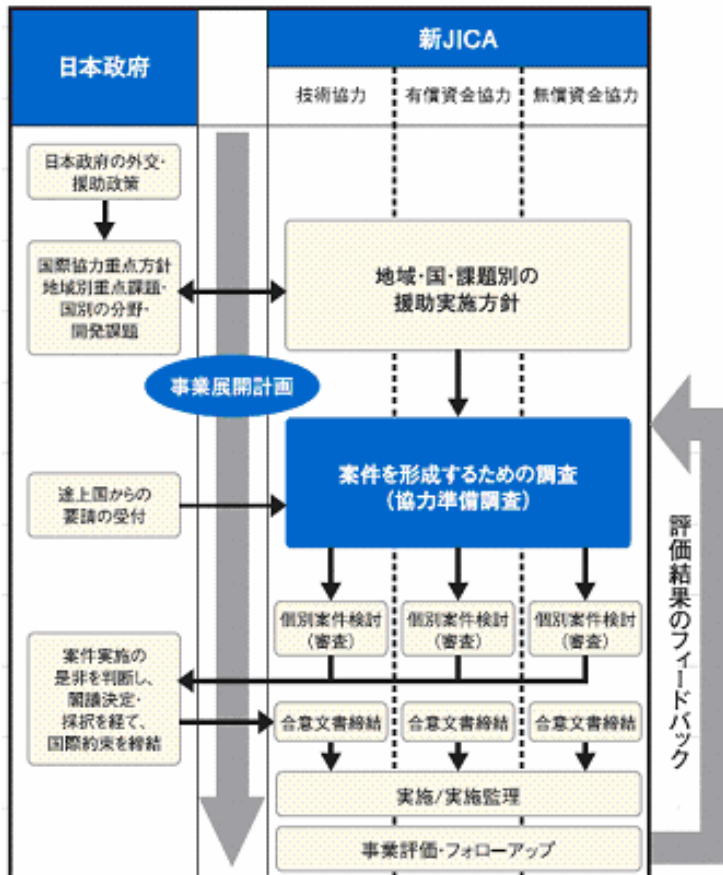
平成20年10月の再編後の新JICAは、技術協力、有償資金協力、無償資金協力というODAの3つの手法を一元的に実施する機関となったことから、政府が策定するODA戦略・政策に基づき、援助の手法の枠にとらわれない広い視野に立って支援案件をより効果的・効率的に形成・実施できるようになりました。

具体的には、被援助国政府から正式な支援の要請を受ける前の段階で相手国のニーズに応じて随時機動的に実施できる「協力準備調査」を導入することで、案件形成から事業実施に至るまでの期間を大幅に短縮することが可能となり、かつ、被援助国・日本などにとって計画的・戦略的な支援の準備・実施が図られています。

また、新JICAの在外事務所は、被援助国にとって、日本のODAの総合的な窓口として機能することとなり、「援助のワンストップ・サービス」が実現します。

さらに、民間部門の持つノウハウやネットワークと効果的に連携・協調できるよう「民間連携室」を設置するとともに、援助機関やNGOなど多様な国際協力の担い手との連携も強化しています。

◎新JICAの業務の流れ



3-3. 当機構の財務

(1) 経理の特徴

① 区分経理

当機構は、改正 JICA 法第 17 条により、
(7)後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（「一般勘定」）、
(イ)有償資金協力業務に係る勘定（「有償資金協力勘定」）
に区分して経理を行っております。

② 会計処理基準

当機構の財務諸表は、通則法第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しております。

また、平成 20 年 10 月 1 日付で当機構が承継した旧 JBIC における海外経済協力勘定（有償資金協力勘定）の会計処理については、旧 JBIC 法、関連政省令及び告示、並びに特殊法人等会計処理基準（昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会（現；財政制度等審議会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会）報告）に基づいて行っています。また、旧 JBIC は平成 12 年度以降（平成 13 年度上期を除く）、民間金融機関の会計基準に準じた財務諸表を作成し監査法人の監査を受けておりました。旧 JBIC の民間財務諸表及び監査法人の監査報告書は本説明書 382 ページから 456 ページに添付しています。

③ 財務諸表の作成

当機構の一般勘定は通則法第 38 条により、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に外務大臣に提出するとともに官報に公告することとされております。また、有償資金協力勘定については、当機構は改正 JICA 法第 28 条に基づき、旧 JBIC と同様、半期ごとに財務諸表を作成して財務大臣に届け出るとともに官報に公告することとされております。毎年度の財務諸表は決算報告書とともに内閣に提出され、会計検査院の検査を経て国会に提出されます。

(参 考)

(i) JICA (有償資金協力勘定) 財務諸表 (独法会計基準)、旧 JBIC 民間財務諸表の会計基準、旧 JBIC 法定財務諸表の会計基準の主な相違

	JICA (有償資金協力勘定) 財務諸表 (独法会計基準)	旧 JBIC (海外経済協力勘定) 民間財務諸表 (民間会計基準)	旧 JBIC (海外経済協力勘定) 法定財務諸表 (特殊法人等会計処理基準)
利益処分	・国際協力機構法にて、有償資金協力勘定は利益金の全てを準備金とする旨規定。	・国際協力銀行法及び政令にて、経協勘定は利益金の全てを積立金とする旨規定。	・国際協力銀行法及び政令にて、経協勘定は利益金の全てを積立金とする旨規定。
貸倒引当金及び投資損失引当金	・金融検査マニュアルに基づき、貸付資産等の自己査定を行い、正常先・要注意先・要管理先に区分された債務者への債権に対しては、予想損失率に基づく一般引当を計上。 ・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分された債務者への債権に対しては、資産分類等に応じた個別引当金の計上又は直接償却を実施。 ・出資金についてはⅢ分類となった資産について投資損失引当金を計上、Ⅳ分類となった資産については直接償却を実施。	・金融検査マニュアルに基づき、貸付資産等の自己査定を行い、正常先・要注意先・要管理先に区分された債務者への債権に対しては、予想損失率に基づく一般引当を計上。 ・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分された債務者への債権に対しては、資産分類等に応じた個別引当金の計上又は直接償却を実施。 ・有価証券についてはⅢ分類となった資産について投資損失引当金を計上、Ⅳ分類となった資産については直接償却を実施。	・財務省告示に規定された上限内にて引当を計上。 (経協勘定) ・円借款は、期末貸付残高の0.1/1000を計上。 ・また、HIPC 対象国のうち平成15年3月末時点でDP未到達国向け債権につき、全額計上。 ・海外投融資は貸付については期末貸付残高の30/1000を計上。うち出資金については、出資法人の未処理損失を、出資割合見合いで計上。
退職給付引当金及び賞与引当金	・退職給付債務から年金資産の時価評価額を控除し計上。 ・翌期支給見込み賞与のうち、当会計期間に発生した賞与額を計上。	・退職給付債務から年金資産の時価評価額を控除し計上。 ・翌期支給見込み賞与のうち、当会計期間に発生した賞与額を計上。	・計上せず。
出資	・「関係会社株式」、「投資有価証券」に計上。 ・資産自己査定結果に応じ、投資損失引当金を計上、又は償却を実施。	・株式会社、投資事業有限責任組合等向け出資は「有価証券」(時価のない有価証券)、その他向け出資は「その他資産」に計上。 ・資産自己査定結果に応じ、投資損失引当金を計上、又は償却を実施。	・出資金として計上。
キャッシュフロー計算書	・期中の資金の動きを、業務活動・投資活動・財務活動の各セグメント別に示すもの。	・期中の資金の動きを、営業活動・投資活動・財務活動の各セグメント別に示すもの。	・作成せず。

(ii) 旧 JBIC 民間財務諸表上と法定財務諸表上での総資産と純資産合計の差異

総資産と純資産合計の差異 (海外経済協力勘定、平成 20 年 9 月末)

(単位：億円)

	民間①	法定②	①－②
総資産	109,764	110,821	△1,056
純資産合計	78,416	79,544	△1,127
うち資本金	74,568	74,568	-
うち利益剰余金(注1)	3,849	4,976	△1,127
純資産合計／総資産	71.4%	71.8%	△0.3%

(注1) 法定財務諸表では積立金・当年度利益金の合計額です。

民間準拠財務諸表の利益剰余金は法定財務諸表の金額を下回っておりますが、これは、民間準拠財務諸表においては金融検査マニュアルに基づく資産自己査定を踏まえた貸倒引当金の計上／貸出金の償却を行っていることが主因です。また、平成 14 年 12 月 10 日付政府発表「債務救済方式の見直しについて」のとおり、債務救済の手法が従来の政府による債務救済無償資金協力で代えて、対象円借款債権の放棄を実施する方法に変更されることとなりました。平成 14 年度の民間準拠財務諸表にはこの変更に伴う対象債権の償却及び個別貸倒引当金の積み増しにより 8,164 億円(海外経済協力勘定分)の特別損失が計上されました。一方、法定財務諸表においては、貸倒引当金計上の根拠となる財務省告示が改正されたことに伴い平成 14 年度以降、所要の引当(特定海外債権引当勘定)を行いました。

④旧 JBIC からの資産及び負債の承継について

当機構は、平成 20 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継致しました。

改正 JICA 法附則第 2 条第 7 項において、当機構が旧 JBIC の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、同条第 3 項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとするものと規定されており、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、平成 20 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、平成 21 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

(2) 利益金処分及び損失金処理の特徴

① 一般勘定

一般勘定の利益金は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額を積立金として整理しなければならないとされています。ただし同条第 3 項において、残余の額の全部又は一部を主務大臣の承認を受けて剰余金の使途に充てることができることとされています。また、中期計画の最終年度においては、改正 JICA 法第 31 条第 1 項に基づき、積立金金額のうち外務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る業務の財源に充てることができることとされており、残余があるときは改正 JICA 法第 31 条第 3 項の規定により国庫納付します。

② 有償資金協力勘定

有償資金協力勘定の利益金は改正 JICA 法第 31 条第 5 項の規定により、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、準備金として同勘定の資本金額と同額になるまで積み立てなければならないとされています。積立金額が資本金額と同額に達し、利益金に残余がある場合には同法第 31 条第 8 項の規定により国庫納付します。なお、損失金相当額は同法第 31 条第 6 項の規定により、準備金より取り崩します。

旧 JBIC 海外経済協力勘定の利益金の積立金(JICA 有償資金協力勘定における準備金に相当)繰入額と国庫納付額

(単位：百万円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利益金	25,834	54,738	139,402	182,333	9,806
(積立金積立額)	(注1) 25,834	(注1) 54,738	(注1) 139,402	(注1) 182,333	(注2) 9,806
(国庫納付額)	-	-	-	-	-

(注 1) 平成 19 年度までの利益金は、旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により、海外経済協力勘定積立金として積み立てられています。

(注 2) 平成 20 年度(平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日まで)の利益金は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 100 号)附則第 2 条第 6 項及び同法附則第 11 条の規定による改正前の旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により、海外経済協力勘定積立金として積み立てられています。

JICA 有償資金協力勘定における準備金繰入額と国庫納付額

(単位：百万円)

	平成20年度
利益金	(注1)92,982
(準備金積立額)	92,982
(国庫納付額)	-

(注 1) 有償資金協力勘定の平成20年度の会計期間は平成20年10月1日から平成21年3月31日までの期間となっております。

(3) 資金調達の詳細

① 一般勘定の資金調達

一般勘定の事業・経費を賄う主要な収入源は政府からの運営費交付金です。支出予算は収入予算の範囲内で組まれており、借入は行っていません。

一般勘定の運営費交付金については、中期計画期間において大枠が決定し、毎年度の国の予算において、各年度分の運営費交付金額が決定されます。

② 有償資金協力勘定の資金調達

有償資金協力勘定は財政融資資金借入金、財投機関債の発行及び政府出資金を主な資金調達手段としています。

(i) 財政融資資金借入金

平成 21 年度における財政融資資金の借入条件は以下のとおりです。

金利種別	借入期間、返済方法等	借入金利	資金用途
固定	15 年（据置 3 年後元金均等償還）	借入平均期間に応じた 国債流通利回りベース	有償資金 協力業務
固定	25 年（据置 5 年後元金均等償還、 借入上限 2,000 億円）		

(ii) 財投機関債

旧 JBIC の海外経済協力勘定ではこれまで財投機関債による資金調達を行っておりませんが、当機構が同勘定を承継し一元的な援助実施機関として新たに発足したことから、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める」という財政投融資制度改革の趣旨を踏まえ、当機構自身の信用力に依拠した資金調達として、平成 20 年 12 月 19 日に第 1 回国際協力機構債券総額 300 億円、平成 21 年 6 月 19 日に第 2 回国際協力機構債券総額 300 億円を発行致しました。

当機構が国際協力機構債券により調達する資金は、有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

(iii) 政府追加出資金

譲許的な条件で融資を行う有償資金協力業務の実施に必要な政府からの追加出資金を一般会計から受け入れており、旧 JBIC の前身であった海外経済協力基金（OECF）の設立後昭和 35 年度から昭和 37 年度、昭和 40 年度から平成 21 年度までの毎年度に追加出資受入実績があります。

(iv) 交付金

政府は予算の範囲内で、当機構に対して業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することが出来ます（本説明書 13 ページご参照）。旧 JBIC の海外経済協力勘定において、平成 15 年度以降、「債務救済方式の見直し」の実施のため、財政基盤安定の観点より交付金が計上されています。

(v) 短期借入金等

当機構の短期資金繰上、必要な場合は民間金融機関からの短期借入による資金調達を行うことが可能です。

なお、有償資金協力勘定（旧 JBIC 海外経済協力勘定）の過年度の実績及び平成 21 年度予算は以下のとおりです。

（単位：億円）

	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 実績	平成 21 年度 当初予算	平成 21 年度 補正予算
財政融資資金借入金	3,346	1,016	1,098	3,056	4,056
政府一般会計からの出 資金	1,659	1,591	1,495	1,273	1,273
回収金等によるその他 自己資金等	1,063	4,232	4,552	3,871	3,931
合 計	6,068	6,839	7,145	8,200	9,260

4. 関係会社の状況

4-1. 関連会社、関連公益法人等について

人的関係等により当機構の関連公益法人等に該当する法人については、本説明書 108～114 ページをご参照下さい。

なお、旧 JBIC については、旧国際協力銀行法施行規則（平成 11 年大蔵省令第 43 号）第 2 条第 5 号に規定する子会社・関連会社を有しておりませんでした。

4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について

(1) 有償資金協力業務における出資業務

当機構が行う有償資金協力業務には、我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすることが含まれます（改正 JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号ロ）。なお、新規出資は特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、平成 14 年度以降は平成 13 年度末までに承諾済の案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限ることとされておりますが、海外投融資再開について、平成 21 年 6 月 23 日に「経済財政改革の基本方針 2009」が閣議決定されております。

(2) 【参考】出資先については、以下の通りです。

案件名	出資先	事業内容	当初出資年月	資本金	出資比率 (%)	相手国
ミナスジェライス製鉄合弁事業	日本ウジミナス(株)	ミナス・ジェライス州における製鉄事業(年産約480万t)	昭和42年4月	30,091百万円	10.0	ブラジル
ブラジル紙パルプ資源開発合弁事業	日伯紙パルプ資源開発(株)	ブラジルのミナス・ジェライス州における造林及びパルプ製造(年産約120万t)。	昭和49年10月	61,788百万円	16.3	ブラジル
アサハン水力発電アルミニウム製錬合弁事業	日本アサハンアルミニウム(株)	北スマトラにおけるアサハ川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミ製錬(年産約22万5千t)	昭和50年12月	99,985百万円	50.0	インドネシア
シンガポールエチレン等製造合弁事業	日本シンガポール石油化学(株)	メルバウ島におけるエチレン等石油化学製品の製造(エチレン年産約100万t等)	昭和52年8月	23,877百万円	20.0	シンガポール
アマゾンアルミナ・アルミニウム製造合弁事業	日本アマゾンアルミニウム(株)	アマゾン地域におけるアルミナ生産(年産約440万t)及びアルミ製錬(年産約45万t)	昭和53年8月	57,350百万円	44.9	ブラジル
サウジアラビアメタノール製造合弁事業	日本・サウジアラビアメタノール(株)	アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造(年産約470万t)	昭和59年12月	2,310百万円	30.0	サウジアラビア
サウジアラビア石油化学製品製造合弁事業	サウディ石油化学(株)	アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造(ポリエチレン年産約75万t、エチレングリコール年産約135万t)	昭和56年6月	56,800百万円	37.1	サウジアラビア
バングラデシュKAFCO肥料製造合弁事業	カフコジャパン投資(株)	チッタゴン市における尿素(年産約60万t)及びアンモニア(年産約50万t)の製造	平成2年7月	5,024百万円	46.4	バングラデシュ
メキシコ向け環境基金事業	メキシコ環境基金	メキシコにおいて、民間による小規模の環境関連事業の育成を支援するため、投資組合方式で同事業創業のための資金を出資によって支援するもの	平成5年9月	24,865千ドル	28.6	メキシコ
ムシパルプ製造事業	スマトラパルプ(株)	南スマトラ・ビルンビン地区において、アカシアの植林木を原料とするパルプ工場を建設、年間約45万tのパルプを生産する	平成7年4月	13,351百万円	42.7	インドネシア
地方企業育成基金事業	地方企業育成基金	インド地方中堅企業の育成を支援するため、IFC、ADBなどと合同で信託基金を設立し、投資を行うもの	平成8年4月	671,000千ルピー	22.7	インド
炭素基金事業(世銀/炭素基金)	世銀/炭素基金	世界銀行が地球温暖化防止、発展途上国・移行経済国の持続的開発促進のため企画した信託基金。本ファンド資金は、CO2等温室効果ガス削減効果のある開発事業実施のために利用され、そこで得られた排出権を出資者に還元。	平成12年6月	58,563千ドル	5.6	—
タイ中小・中堅企業再建・育成ファンド事業	タイリカバリーファンド	タイ国の中小・中堅企業の再建・育成を促進しようとするもの	平成13年7月	3,322千ドル	25.0	タイ
国際連合大学私費留学生育英資金貸与事業	国際連合大学信託基金	国際連合大学に設けられる信託基金を通じて、開発途上国から日本への私費留学生に対する支援を行うもの	平成15年8月	151百万円	100.0	日本

5. 職員の状況

	平成 19 年度末	平成 20 年度末
常勤職員数	1,326 名	1,664 名

(注) 平成 20 年 10 月 1 日付で新たに旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省より無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継したことに伴い、平成 19 年度末と比較し、338 名増加しております。

第2 事業の状況

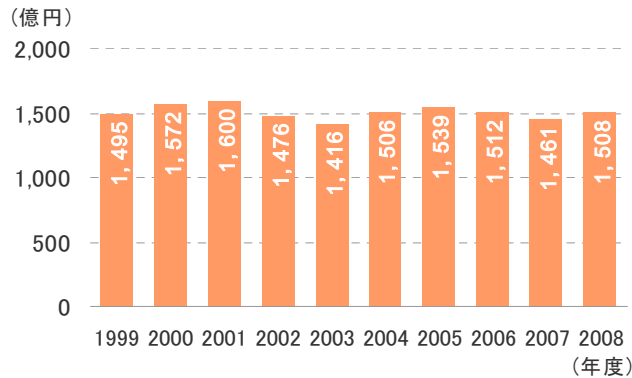
1. 平成20年度の事業概要

① 総括

平成20年10月の新JICA発足により、従来の技術協力に加えて円借款と無償資金協力の一部が当機構の事業となりました。

平成20年度に当機構が実施した技術協力の実績は1,508億円、前年度比3.2%の微増となっています。また、平成20年10月から当機構が実施することとなった一部の無償資金協力については、計82件、贈与契約締結ベースで合計約371億円の新規案件が締結されました。政府貸付等のうち、平成20年10月の新JICA発足後（平成20年度下半期）における円借款の供与実績は計37件、新規承諾額は合計6,137億円（借款契約（L/A）締結ベース）となりました。なお、平成20年度の通期実績としては、新規承諾が計54件、L/Aベースの新規承諾額は合計9,294億円です。

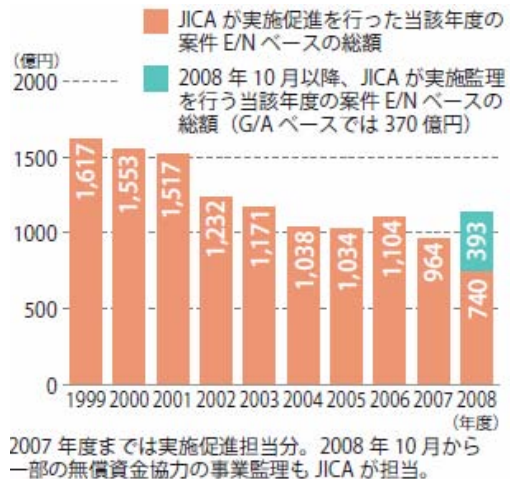
JICAの技術協力経費実績の推移



円借款承諾額の推移



無償資金協力業務の事業規模の推移



② 地域別の実績構成比

平成 20 年度に当機構が実施した技術協力について、その経費実績を地域別に見ると、アジア地域が 44.3%、アフリカ地域が 25.6%、北米・中南米地域が 16.7%の順で割合が大きく、特に近年はアフリカ向けの実績が伸びています。

また、平成 20 年度の新規分にかかる円借款及び無償資金協力の地域別実績は下表のとおりです。アフリカに対する無償資金協力が 46.8%、そして、アジアに対する円借款が 75.6%と、比較的高い割合を占めていることがわかります。

平成 20 年度の地域別実績構成比

A 技術協力*1

アジア	中東	アフリカ	北米・中南米	大洋州	欧州
44.28%	7.44%	25.60%	16.72%	3.58%	2.39%
(473.55)	(79.58)	(273.83)	(178.81)	(38.24)	(25.53)

*1: ボランティア派遣、緊急援助隊にかかる経費を含む

B 円借款*2(新規分)

アジア	中東	アフリカ	北米・中南米	欧州	その他
75.59%	12.71%	1.30%	1.78%	5.17%	3.45%
(7,025.07)	(1,180.91)	(120.51)	(165.81)	(480.53)	(321.00)

*2: L/Aベース

C 無償資金協力*3(新規分)

アジア	中東	アフリカ	北米・中南米	大洋州
30.85%	6.01%	46.82%	11.07%	5.24%
(114.45)	(22.31)	(173.69)	(41.06)	(19.43)

*3: G/Aベース

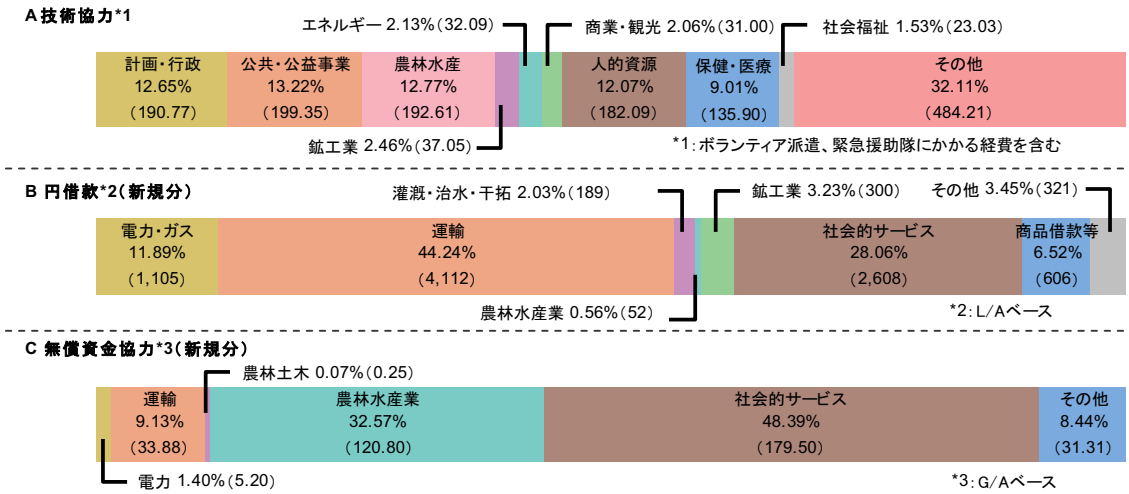
③ 分野別の実績構成比

平成 20 年度に当機構が実施した技術協力について、その実績を分野別に見ると、農林水産、公共・公益事業、計画・行政、人的資源、保健・医療の順になっています。

円借款については、鉄道・道路・港湾など運輸分野への協力案件が多く、次いで社会的サービスにかかる協力の割合が高くなっています（詳細は、事業実績データをご覧ください）。

無償資金協力については、水資源開発、教育、保健・医療、社会基盤整備、環境といった社会的サービス、次いで農林水産業、運輸分野への協力の割合が高くなっています。

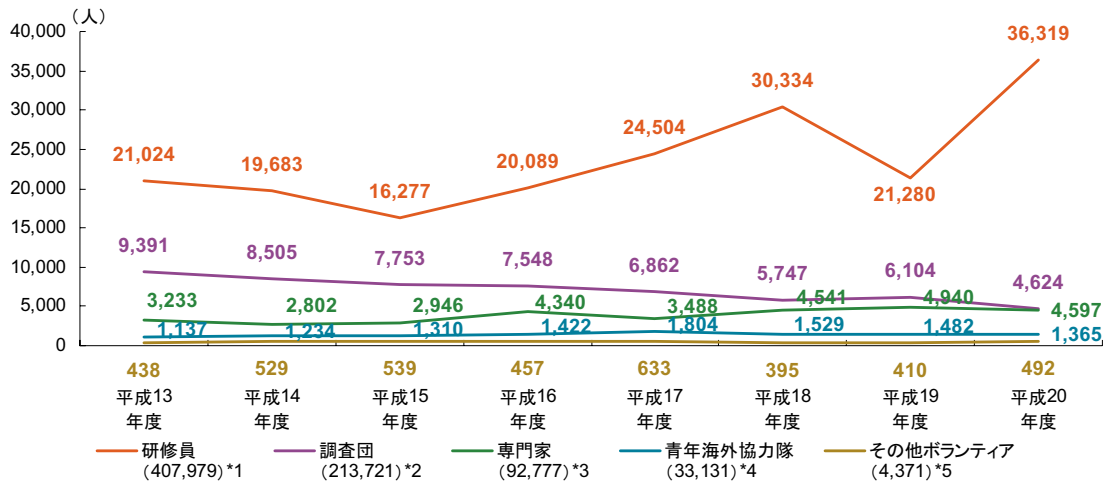
平成 20 年度の分野別実績構成比



④ 形態別の人数実績と推移

平成 20 年度の当機構の事業の人数実績を形態別に見ると、研修員受入（新規）が 3 万 6,319 人、専門家派遣（新規）が 4,597 人、調査団派遣（新規）が 4,624 人、青年海外協力隊派遣（新規）が 1,365 人、その他ボランティア派遣（新規）が 492 人でした。

形態別の人数実績の推移



*1. 1954～2008年度累計 *2. 1957～2008年度累計 *3. 1955～2008年度累計
 *4. 1965～2008年度累計 *5. 1999～2008年度累計（内訳は、シニア海外ボランティア、日系会社シニア・ボランティア、国連ボランティア、日系社会青年ボランティア。これらは1998年度までは、他の形態の実績として集計されている）・移住者送出は1995年で終了。1952～1995年度の累計は73,437人である

2. 対処すべき課題

(1) 新 JICA のビジョン・使命・戦略・活動指針

平成 20 年 10 月に再編された後の新 JICA では、これまで別々の機関が実施していた技術協力、有償資金協力、無償資金協力という 3 つの援助手法を一元的に担うことになり、開発途上国の人々のニーズにより応じた質の高い国際協力を実現することが求められています。

新 JICA は、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」(Inclusive and Dynamic Development) という新しいビジョンを掲げ、このビジョンを実現するため、①気候変動や水、食糧、感染症の問題などグローバル化に伴う課題への対応、②公正な成長と貧困削減、③途上国政府の政策・制度などガバナンスの改善、④人間の安全保障の実現、といった 4 つの使命を果たすこととしています。

上記のビジョンの実現・使命の遂行に向け、新 JICA では以下の「戦略」「活動指針」を定めました。

戦略 1 包括的な支援

新 JICA は、技術協力・有償資金協力・無償資金協力という 3 つの援助手法を一体的に運用して、途上国の政策・制度の改善、人材育成と能力開発、インフラ整備を、有機的に組み合わせた総合的な支援を行います。また、複数の国にまたがる地域横断的な課題や、複数の分野にまたがる課題に、多様な援助手法と拡大した事業規模を生かして取り組みます。こうした包括的な支援を通じて、質と規模の両面で、より開発効果の高い国際協力を追求します。

戦略 2 連続的な支援

新 JICA は、多様な援助手法を組み合わせ、武力紛争や災害の予防から、発生後の緊急支援、早期の復興に向けた支援、そして中長期的な開発支援まで、継ぎ目のない連続的な支援を展開します。

また、開発途上国には、貧困層が多数を占める最貧国から、成長の軌道に乗りつつも格差拡大に悩む中進国まで、発展段階の異なる国があります。新 JICA は各国の発展段階に合わせた適切な支援を行うとともに、将来にわたって持続的に発展していけるよう長期的な視点で連続した支援を展開します。

戦略 3 開発パートナーシップの推進

新 JICA は開発途上国の最良のパートナーとなることを目指し、「現場」を重視して変化するニーズを的確に把握し、「成果」を重視して迅速かつ効果的に相手国の自助努力を後押しします。また、地方自治体、大学、NGO、民間企業などとの連携や、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアなどへの参加を促進します。さらに、国際協力のプレーヤーが増加し、途上国への支援が多様化している国際社会において、長年にわたる経験を持つ世界最大規模の援助機関としての責任を果たすべく、国際機関やほかの援助機関との連携を推進し、開発協力の枠組みづくりを主導します。

戦略 4 研究機能と対外発信の強化

開発途上国の開発課題をめぐる国際潮流は、グローバル化の進展や国際協力の新たなアクターの台頭などの状況の中で、大きく変化しています。新 JICA は「JICA 研究所」を設立し、事業の現場で得てきた知見を生かしつつ、内外の学識者との幅広い連携を図り、日本のみならず世界の国際協力に新しい知的価値を提供し、新たな開発潮流を主導すべ

く、研究機能と発信力を強化します。また、地域担当部や課題担当部でも援助実務を踏
 まえた調査・研究を積極的に展開します。

活動指針 1 統合効果の発揮

多様な援助手法を有機的に組み合わせることにより、「援助の迅速な実施 (Speed-up)」「
 援助効果の拡大 (Scale-up)」「援助の普及・展開 (Spread-out)」という統合効果を発
 揮します。

活動指針 2 現場主義を通じて複雑・困難な課題に機動的に対応

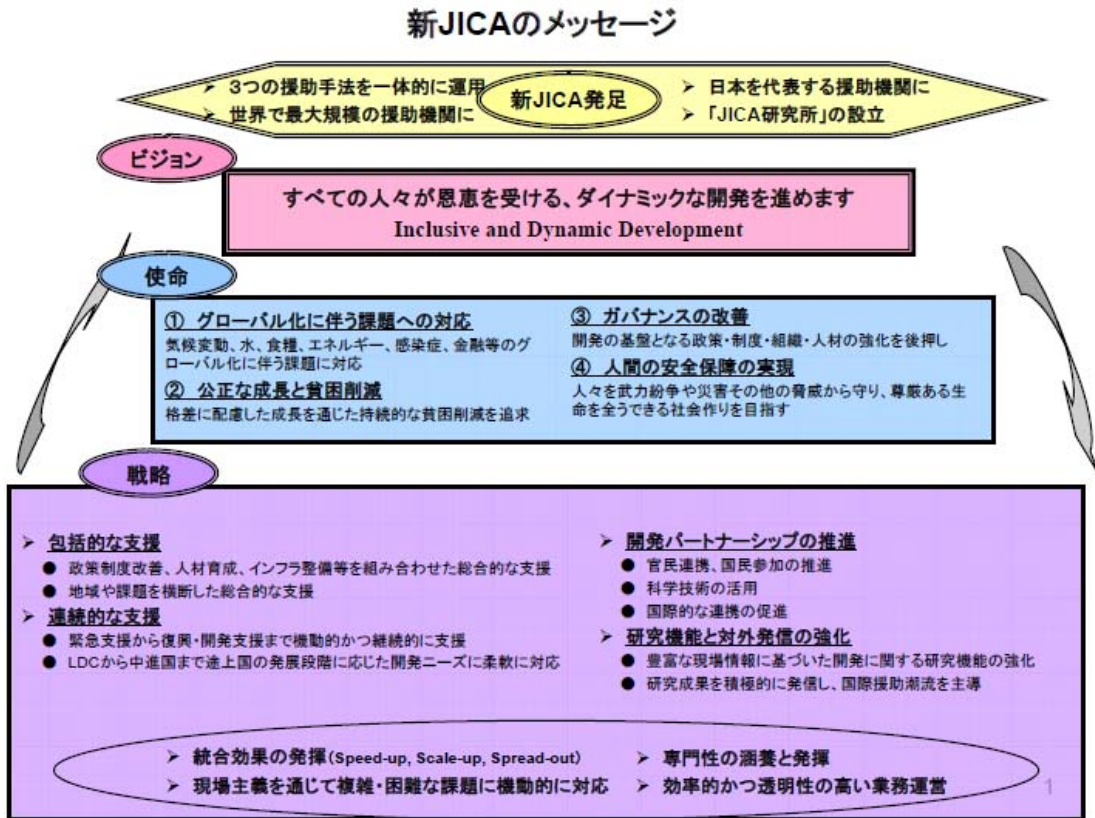
開発途上国の人々の目線でニーズを的確に把握し、現場中心の事業展開を図ること
 によって、複雑・困難な開発課題に機動的に対応します。

活動指針 3 専門性の涵養と発揮

国際協力の専門集団として、現場から得られた経験や知見を生かした専門性と発信力
 を発揮して、多様な開発課題に迅速かつ的確に対応します。

活動指針 4 効率的かつ透明性の高い業務運営

効率的で透明性の高い業務の運営と評価を通じて、不断の自己革新と合理化に取り組
 み、説明責任を果たします。



(2) ODA に関する政策目標・国際公約の遂行

当機構では、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助手法を一元的に担う総合的な政府開発援助（ODA）の実施機関として、官邸に設置されている海外経済協力会議及び外務省を中心として企画・立案される ODA を機動的かつ迅速に実施するよう努め、日本政府が掲げている ODA に関する国際公約の達成に向けて取り組んでいきます。

【参考】日本の ODA 増額に関する国際公約

● 日本の政府開発援助増額に関する国際公約

「100億ドル積み増し」国際公約												
表明年	国際公約	支援額	支援期間	対象年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
2005 7	【G8グリーンイグリス・サミット】 「今後5年間(2005～2009年)のODA事業量について、2004年実績(89億ドル)をベースとする額と比較して、100億ドルの積み増しを目指す」	100億ドルの積み増し	5年間	2005～2009								

「100億ドル積み増し」国際公約の中でその他の国際公約を実現していく

その他の主な国際公約												
表明年	国際公約	支援額	支援期間	対象年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
2005 4	【アジア・アフリカ首脳会議】 「今後3年間(2005～2007年)でアフリカ向けODAを倍増し、引き続きその中心を贈与とする考え」	16.8億ドル(2007年実績)	3年間	2005～2007								
2005 4	【アジア・アフリカ首脳会議】 「防災・災害復興対策については、アジア・アフリカ地域を中心として今後5年間(2005～2009年)で25億ドル以上の支援を行う」	25億ドル以上	5年間	2005～2009								
2005 6	【「保健と開発」に関するイニシアティブ】 「保健分野のMDGs達成に寄与するため、乳幼児医療の充実や、感染症対策のため、5年間(2005～2009年度)で50億ドルをめどとする包括的な協力を行う」	50億ドル	5年間	2005～2009								
2005 6	【九州・沖縄サミット、世界基金構想5周年特別シンポジウム】 「『世界エイズ・結核・マラリア対策基金』への拠出を増額し、当面5億ドルの拠出を行う」	5億ドル	当面	2006～								
2005 12	【WTO香港閣僚会議(「開発イニシアティブ」)】 「今後3年間(2006～2008年)に、貿易・生産・流通インフラ関連分野で、合計100億ドルの資金協力を行う」	100億ドル	3年間	2006～2008								

(出典：外務省 政府開発援助（ODA）白書 2007年版)

【参考】第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）横浜行動計画（平成20年5月30日）

前文（抜粋）

5. TICAD プロセスの中心に位置する日本政府は、対アフリカ政府開発援助（ODA）を2012年までに倍増することを表明し、日本政府としての強固なコミットメントを示すイニシアティブをとった。これは、上述の優先事項に沿った目標が達成できるような支援の効果的な実施に寄与するものである。日本政府はまた、2008年から2012年にかけて、日本の民間セクターからアフリカへの直接投資を倍増させるためにあらゆる政策手段を積極的に動員するように努力を払う意向である。

【参考】「クールアース・パートナーシップ」資金メカニズム（平成20年1月）

5年間で、累計1兆2,500億円程度（概ね100億ドル程度）の資金供給を可能とする資金メカニズムの運用を2008年から開始する。

1. 「適応」策・クリーンエネルギーアクセス支援：2,500億円程度（概ね20億ドル程度）

(1) 気候変動の影響に特に脆弱な開発途上国のうち、温室効果ガスの排出抑制と経済成長の両立について政策協議を経た国に対し、その需要に応じ、我が国の無償資金協力、技術協力等、あるいは国連開発計画（UNDP）等国際機関を通じ、2008年から概ね5年間で累計2,500億円程度の支援を行う。

(2) 具体的には、気候変動対応のための森林保全、防災等のプロジェクトや防災・適応計画立案に対する技術支援、クリーンエネルギーによる電化等の村落開発支援、干ばつ・洪水等の災害対策支援等を行う。

2. 「緩和」策支援：1兆円程度（概ね80億ドル程度）

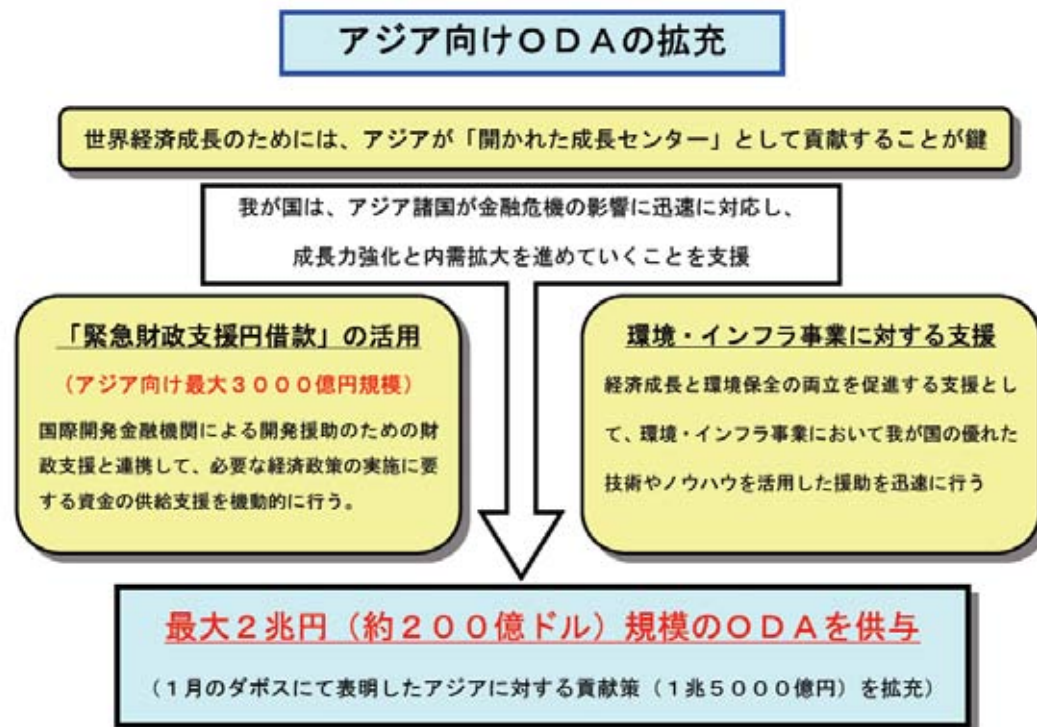
(1) 省エネ等温室効果ガスの削減に真剣に取り組もうとしているが、資金や技術が伴わず、実行に移せない開発途上国のうち、温室効果ガスの排出抑制と経済成長の両立について政策協議を経た国のプロジェクト等に対し、資金面・技術面の支援を行う。

(2) 具体的には、「気候変動対策円借款」を創設し、各国の地球温暖化対策プログラムの実施等のために特別金利で5,000億円程度の資金供給を可能とする。

途上国における温室効果ガス削減のプロジェクトに対し、国際協力銀行（JBIC）による出資・保証、貿易保険及び補助金等合わせて、民間資金も呼び込み、5年間で最大5,000億円程度の資金供給を可能とする。

また、多国間の新基金の創設については、米国、英国とともに創設することを目指し、他のドナーにも参加を呼びかける。

【参考】ロンドン・サミット（第2回金融・世界経済に関する首脳会合、平成21年4月）におけるアジア向け ODA の拡充に関する政府声明



(出典：外務省ホームページ)

(3) 独立行政法人整理合理化計画

平成 19 年 7 月、政府の「経済財政改革の基本方針 2007」において、101 の全独立行政法人について抜本的な見直しを行い、年内に「独立行政法人整理合理化計画」を策定することが決定されました。

当機構に関しては、同年 9 月から 11 月にかけて、行政減量・効率化有識者会議、官民競争入札等監理委員会、経済財政諮問会議に設置された独立行政法人の資産債務改革に関するワーキンググループによるヒアリングが行われ、市場化テスト（民間競争）の導入や保有資産の処分、統合に際しての組織面、業務面での一体化などについて議論がなされ、これら各種会議における議論、指摘を踏まえ、同年 12 月 24 日に、横断的な見直し事項及び当機構を含む個別法人の組織・業務に関する見直し事項をとりまとめた「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されました。同計画の決定を受け、当機構は、機構にかかる個別の見直し事項については、平成 19 年 4 月 1 日から 5 年間（～平成 24 年 3 月 31 日）の第 2 期中期計画の下でそれぞれ具体的に取り組むものとして整理しました。また、横断的な見直し事項についても、中期計画の達成に向けた取組の一環として着実に実行し、その結果については毎事業年度の業務実績の報告に含めることにしています。

【独立行政法人整理合理化計画：国際協力機構にかかる見直し事項】

国際協力機構	事務及び事業の見直し
	<p>【海外移住に対する援助、指導等業務】</p> <p>○海外移住資料館の管理・運營業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置付けに留意し、そのために必要な業務遂行能力を勘案しつつ、民間競争入札を平成 21 年度から実施する。</p> <p>【国民等の協力活動の促進及び助長業務】</p> <p>○国際協力人材センターの業務について、平成 20 年度に実施する企画競争入札による民間委託の状況も踏まえ、平成 21 年度から民間競争入札を実施する。</p>
	組織の見直し
	<p>【支部・事業所等】</p> <p>○東京国際センター八王子別館については、平成 19 年度中に処分についての結論を出す。</p> <p>○海外の 19 事務所について、平成 20 年 10 月の国際協力銀行の一部との統合に際して一本化して効率的な運営体制を実現する。</p> <p>○ボリビア国農業総合試験場・パラグアイ国農業総合試験場について、平成 22 年 3 月に相手国側に譲渡する計画に沿って着実に調整を進める。</p> <p>○広尾センター、箱根研修所の立地や保有形態の在り方について、事業の目的、資産の有効活用に向けた取組、利用状況、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。</p>
	効率化・自律化
<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○国際協力銀行の一部との統合を機に、業務面の一体化、組織面の一体化、人事・給与制度の一本化を進めつつ、組織・業務の効率化を図る。</p>	

	<p>【自己収入の増加】 ○他機関が招へいした研修員の受入れなど、国内機関の宿泊施設の有効利用を促進し、自己収入の増加を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】 ○平成 23 年度末までに、保養所を売却する。 ○平成 23 年度末までに、職員住宅の一部を処分する。</p>
--	---

同計画の決定を受け、当機構は、当機構にかかる個別の見直し事項については、第 2 期中期計画の下でそれぞれ具体的に取り組むものとして整理しています。また、横断的な見直し事項についても、中期計画の達成に向けた取組の一環として着実に実行し、その結果については毎事業年度の業務実績の報告（「随意契約見直し計画」の実施状況等）に含めることにしています。

(4) ディスクロージャー

当機構では、当機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応するよう努めています。また、国際協力の理解と参加を促進するために、当機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図っています。

(5) 環境ガイドライン

従来、当機構においては「JICA 環境社会配慮ガイドライン」を、旧 JBIC においては「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」をそれぞれ制定・公表し、事業を通じて相手国政府に対して適切な環境社会配慮の実施を促しています。

平成 20 年 10 月の新 JICA の発足に伴い、当機構と旧 JBIC の環境社会配慮ガイドラインについても各援助手法の特性を踏まえつつ透明性を確保しながら体系の一本化を進めるべく、新 JICA の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会を立ち上げて検討を進めてきました。同委員会の議論を踏まえて作成されたガイドラインのドラフトについて、平成 21 年 10 月下旬から 12 月上旬にかけてパブリック・コメントを募集中である他、11 月には名古屋・大阪においてパブリック・ヒアリングを開催しました。これらの意見を踏まえ、平成 22 年の出来るだけ早期にガイドラインの制定を行う予定です。

3. 事業等のリスク

当機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。以下の各項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は平成 21 年 12 月 1 日現在において判断したものであります。当機構では、当機構の業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクが存在することを認識し、このようなリスクの把握、分析及び管理を以下に示すとおり積極的に進めていく方針です。

(1) 有償資金協力勘定に特有なリスク

① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化等により債権の回収が不可能又は困難になり損失を被るリスクです。融資を中心とする有償資金協力業務では本質的なものです。有償資金協力業務が行っている海外経済協力のための金融はその性格上、外国政府・政府機関向けのもので、与信に伴う信用リスクとしてソブリンリスク（外国政府等与信に伴うリスク）の占める割合が大きいために、これが特徴となっています。

当機構では公的機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や IMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソブリンリスクを評価しています。

また、当機構の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものです。この国際収支支援の中で、債務国は IMF との間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。

(i) 信用格付

当機構では、信用格付を制度化しており、原則としてすべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。信用格付は当機構のリスクプロファイルを踏まえて適時見直しを行っています。

(ii) 資産自己査定

一般に日本の民間金融機関では金融庁の金融検査マニュアルに沿って資産自己査定を行うこととしていますが、当機構においても金融検査マニュアルを参照し、当機構の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう監査法人と協議しながら資産自己査定を行っています。資産自己査定にあたっては、与信担当部門による第一次査定、審査管理部門による第二次査定、及び監査部門による監査という体制をとっています。資産自己査定の結果については、当機構における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当機構の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しています。

(iii) 信用リスク計量化

当機構では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化にも取り組んでいます。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソブリンリスクを伴った融資が大宗という民間金融機関には例を見ない当機構のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当機構独自の信用リスク計量化パラメータを適用のうえ、信用リスク量の計測を行っています。

② 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利等の変動により保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、有償資金協力業務においては貸付期間が最長で40年に及ぶという融資の長期性に伴う金利リスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることにより金利リスク吸収力を高めています。

なお、有償資金協力業務においては外貨貸付金残高はなく、為替変動リスクは存在しません。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは当機構の信用力の低下による資金調達力の低下、資産・負債の期間不一致による資金ギャップの発生により、資金繰りが困難となる資金繰りリスク及び市場混乱等により市場において適正な価格での取引が困難となり損失を被る市場流動性リスクです。

(資金繰りリスク)

当機構は預金受入を実施していないこと、資金調達は長期政府借入、債券が中心であり償還期日・償還額がほぼ確定していること、融資は長期貸付であり、償還期日・償還額がほぼ確定していること等から、預金受入や短期貸付の多い民間金融機関と比べ資金収支に関する不確定要素は限定的と考えられます。

(市場流動性リスク)

市場の混乱等により、当機構の資金調達が困難となる若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合、当機構の資金調達費用が増加する可能性があります。

(2) 一般勘定・有償資金協力勘定に共通するリスク

① オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当機構においてはオペレーショナルリスクは事務にかかわること、システムにかかわること、内外の不正等により発生するものとしています。

当機構では、事務にかかわるリスクの軽減のために、事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、理事長直属の内部検査担当部門として他部門から独立した監査室が、本部、国内機関、在外事務所の監査を実施しています。また、システムにかかわるリスクについては、当機構においては、情報システムへの依存度が高まる中、外国政府等との情報交換を通じた業務の円滑な遂行の観点からも、内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した当

機構の情報システムへの不正アクセスへの対応等、情報セキュリティに関するリスク管理を重視し、「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員及び関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めています。また、その他のリスクの顕在化の抑制のために、コンプライアンスの推進に努め、役職員のコンプライアンスへの意識の醸成に努めています。

② 日本政府の政策及び法令等の変更の可能性

当機構は、日本政府の政策を実現するために設立されている独立行政法人であり、日本政府の政策が当機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。

また当機構は、改正 JICA 法をはじめとする法令等による規制を受けていますが、将来、関連法令等の改正に伴い、当機構の役割が大きく見直される可能性があります。

(3) 既発行済債券の連帯債務について

改正 JICA 法附則第 4 条において、当機構が旧 JBIC の義務を承継したときは、当該承継の時に発行されているすべての国際協力銀行債券に係る債務については、当機構及び株式会社日本政策金融公庫が連帯して弁済の責めに任ずると規定されております。

上記に基づき当機構が連帯債務を負う、株式会社日本政策金融公庫が承継した旧国際協力銀行債券の残高は以下のとおりです。(平成 21 年 9 月 30 日時点)

財投機関債	1,050,000,000,000 円
政府保証外債 (ユーロドル債)	4,900,000,000.00 ドル
(グローバルドル債)	3,500,000,000.00 ドル
(ユーロユーロ債)	1,250,000,000.00 ユーロ
(タイバーツ債)	3,000,000,000.00 バーツ

4. 財政状態及び経営成績の分析

4-1. 平成 21 年度中間決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）

独立行政法人国際協力機構法第28 条に基づく財務諸表は、財産目録、貸借対照表、損益計算書ですが、独立行政法人会計基準第41 にあわせ、任意に作成するキャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書を含めて掲載しています。

(1) 概観

平成 21 年 9 月期の当期純利益は、1,142 億円（前年度下半期比 212 億円増）となりました。

平成 21 年 9 月末の資産合計は 11 兆 417 億円（前年度末比 45 億円増）、負債計は 2 兆 8,955 億円（同 1,603 億円減）、純資産計は 8 兆 1,462 億円（同 1,649 億円増）となりました。

(2) 損益計算書の概要

(単位：億円)

	平成 20 年度 下半期	平成 21 年度 上半期
経常収益		
貸付金利息	1,101	1,086
貸倒引当金戻入	29	145
政府交付金収入	68	35
その他	104	203
経常収益合計	1,301	1,469
経常費用		
借入金利息	259	245
債券利息	2	6
貸倒引当金繰入	5	
その他	106	106
経常費用合計	372	328
臨時損益	0	0
当期総利益	930	1,142

(3) 貸借対照表の概要

(単位：億円)

	開始 B/S (平成 20 年 10 月 1 日)	平成 20 年 度末	平成 21 年 9 月末
貸付金	108,478	109,227	108,247
貸倒引当金	△1,413	△1,385	△1,243
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	752	533	536
貸倒引当金	△564	△339	△336
投資有価証券・関係会社株式	1,351	1,346	1,196
資産合計	109,396	110,372	110,417
財政融資資金借入金	31,143	30,034	28,140
債券	-	300	600
負債合計	31,344	30,559	28,955
政府出資金	73,076	73,909	74,416
準備金	4,976	4,976	5,906
当期末処分利益	-	930	1,142
純資産合計	78,052	79,813	81,462

(注) 当機構は、平成 20 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継致しました。

改正 JICA 法附則第 2 条第 7 項において、当機構が旧 JBIC の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、同条第 3 項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとするものと規定されており、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、平成 20 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、平成 21 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

(4) 【参考】貸出金等の状況

当機構は、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（平成 21 年 5 月 20 日最終改正。以下「金融検査マニュアル」という。）に基づく資産自己査定を実施してきております。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国は IMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。（注 1）

1. リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(1) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（注2）

(2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(3) 3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。（注3）

	単位：百万円		
	平成20年 9月期（注）	平成21年 3月期	平成21年 9月期
破綻先債権	-	-	-
延滞債権	73,367	53,325	53,581
3ヶ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	668,789	582,764	579,563
合計（1）	742,156	636,089	633,144
貸付金残高合計（2）	10,921,146	10,976,040	10,878,325
（1）／（2）	6.80%	5.80%	5.82%

（注）旧国際協力銀行（JBIC）海外経済協力勘定にかかる数値。

2. 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

(3) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要管理先に対する債権のうち、3か月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいう。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3か月以上延滞債権」を除く。）をいう。）です。（注3）

(4) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要管理先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		平成 20 年 9 月期 (注)	平成 21 年 3 月期	平成 21 年 9 月期
貸出金等※ (総与信に占める比率、%)	破産更生債権及び これらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	73,367	53,325	53,581
	要管理債権	668,789	582,764	579,563
	小計	742,156	636,089	633,144
	正常債権	10,235,375	10,394,568	10,299,676
貸倒引当金※	破産更生債権及び これらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	50,319	33,872	33,562
	要管理債権	44,200	83,141	75,881
	小計	94,520	117,013	109,444
	要管理債権以外の債権に 対する一般貸倒引当金	24,972	55,311	48,382
	特定海外債権 引当金	-	-	-
	合計	119,492	172,324	157,826
担保・保証等	破産更生債権及び これらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	-	-	-
	要管理債権	-	-	-
	小計	-	-	-
保全額※※ (保全率%)	破産更生債権及び これらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	50,319 (68.6)	33,872 (63.52)	33,562 (62.64)
	要管理債権	44,200 (6.6)	83,141 (14.27)	75,881 (13.09)
	小計	94,520 (12.7)	117,013 (18.40)	109,444 (17.29)

(注) 旧国際協力銀行(JBIC)海外経済協力勘定にかかる数値。

※ 資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の貸出金等及び貸倒引当金の額には含まれておりません。

※※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

(注1) 平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成21年9月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は24,161百万円となっております。本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、リスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権には含めておりません。

(注2) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、①期末以前3年間において、元本・利息等の支払がないこと、②期末以前3年間において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、③期末において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。

(注3) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権者会議（パリクラブ）の場において債務繰り延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援）が実地されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、平成21年9月末時点で、パリクラブにおいて債務繰り延べ合意がなされている債権の繰り延べ対象元本残高は1,178,820百万円となっております。

債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰り延べ合意がなされている債権については、3ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、579,563百万円（うち繰り延べ対象元本残高は496,069百万円）となっております。

4-2. 平成20年度決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）

独立行政法人国際協力機構法第28条に基づく財務諸表は、財産目録、貸借対照表、損益計算書ですが、独立行政法人会計基準第41にあわせ、任意に作成するキャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書を含めて掲載しています。

平成20年10月に国際協力機構（JICA）と国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務部門が統合致しました。これにより定められた有償資金協力勘定の平成20年度の会計期間は平成20年10月1日から平成21年3月31日までの期間となっております。

(1) 概観

平成21年3月期の当期純利益は、930億円となりました。なお、平成20年3月期の当期純利益は835億円でした。

平成21年3月期の資産合計は11兆372億円、負債計は3兆559億円、純資産計は7兆9,813億円となりました。なお、平成20年3月期の資産合計は11兆1,990億円、負債計は3兆3,206億円、資本（純資産に相当）計は7兆8,788億円でした。

(2) 損益計算書の概要

（単位：億円）

	平成20年度 下半期
経常収益	
貸付金利息	1,101
貸倒引当金戻入	29
政府交付金収入	68
その他	104
経常収益合計	1,301
経常費用	
借入金利息	259
債券利息	2
貸倒引当金繰入	5
その他	106
経常費用合計	372
臨時損益	0
当期総利益	930

(3) 貸借対照表の概要

(単位：億円)

	開始B/S (平成20年 10月1日)	平成20年度末
貸付金	108,478	109,227
貸倒引当金	△1,413	△1,385
破産債権、再生債権、更生債権そ の他これらに準ずる債権	752	533
貸倒引当金	△564	△339
投資有価証券・関係会社株式	1,351	1,346
資産合計	109,396	110,372
財政融資資金借入金	31,143	30,034
債券	-	300
負債合計	31,344	30,559
政府出資金	73,076	73,909
準備金	4,976	4,976
当期末処分利益	-	930
純資産合計	78,052	79,813

(4) 【参考】貸出金等の状況

当機構は、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（平成20年3月17日最終改正。以下「金融検査マニュアル」という。）に基づく資産自己査定を実施してきております。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。（注1）

1. リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(1) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（注2）

(2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(3) 3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。（注3）

	単位：百万円		
	平成20年 3月期（注）	平成20年 9月期（注）	平成21年 3月期
破綻先債権	-	-	-
延滞債権	73,367	73,367	53,325
3ヶ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	139,647	668,789	582,764
合計（1）	213,015	742,156	636,089
貸付金残高合計（2）	10,962,845	10,921,146	10,976,040
（1）／（2）	1.94%	6.80%	5.80%

（注）旧国際協力銀行（JBIC）海外経済協力勘定にかかる数値。

2. 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

(3) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要管理先に対する債権のうち、3か月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいう。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3か月以上延滞債権」を除く。）をいう。）です。（注3）

(4) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要管理先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位:百万円)

		平成 20 年 3 月期 (注)	平成 20 年 9 月期 (注)	平成 21 年 3 月期
貸出金等※ (総与信に占める比率、%)	破産更生債権及び これらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	73,367	73,367	53,325
	要管理債権	139,647	668,789	582,764
	小計	213,015	742,156	636,089
	正常債権	10,807,306	10,235,375	10,394,568
貸倒引当金※	破産更生債権及び これらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	50,319	50,319	33,872
	要管理債権	10,253	44,200	83,141
	小計	60,572	94,520	117,013
	要管理債権以外の債権に 対する一般貸倒引当金	27,036	24,972	55,311
	特定海外債権 引当金	-	-	-
	合計	87,609	119,492	172,324
担保・保証等	破産更生債権及び これらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	-	-	-
	要管理債権	-	-	-
	小計	-	-	-
保全額※※ (保全率%)	破産更生債権及び これらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	50,319 (68.6)	50,319 (68.6)	33,872 (63.52)
	要管理債権	10,253 (7.3)	44,200 (6.6)	83,141 (14.27)
	小計	60,572 (28.4)	94,520 (12.7)	117,013 (18.40)

(注) 旧国際協力銀行(JBIC)海外経済協力勘定にかかる数値。

※ 資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の貸出金等及び貸倒引当金の額には含まれておりません。

※※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

(注1) 平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日ごとの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年度末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は48,322百万円となっております。本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、リスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権には含めておりません。

(注2) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口によれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、1) 期末以前3年間において、元本・利息等の支払がないこと、2) 期末以前3年間において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、3) 期末において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。

(注3) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権者会議（パリクラブ）の場において債務繰り延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援）が実地されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、平成20年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰り延べ合意がなされている債権の繰り延べ対象元本残高は1,194,868百万円となっております。

債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰り延べ合意がなされている債権については、3ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、582,764百万円（うち繰り延べ対象元本残高は496,636百万円）となっております。

4-3. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成 20 年度法定財務諸表 （概要）

当機構及び株式会社日本政策金融公庫（旧国際協力銀行）は、平成 20 年 12 月 26 日、平成 20 年度財務諸表（自平成 20 年 4 月 1 日～至平成 20 年 9 月 30 日）を官報に公告致しました。海外経済協力勘定の概要については以下のとおりとなっています。当該財務諸表は旧 JBIC 法、関連政省令及び告示、並びに「特殊法人等会計処理基準（昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会報告）」に基づいて作成されたものです。

(1) 概観

平成 20 年 9 月期の当年度利益金は、98 億円（前年同期比 890 億円減）となりました。

平成 20 年 9 月末の総資産は 11 兆 821 億円（前年度末比 1,169 億円減）、負債計は 3 兆 1,277 億円（同 1,929 億円減）、純資産計は 7 兆 9,544 億円（同 760 億円増）となりました。

(2) 損益計算書の概要

(単位:億円)

		平成 19 年度 上期 ①	平成 19 年度 下期	平成 20 年 9 月期 ②	増 △ 減 ②-①
収	貸付金利息	1,170	1,149	1,123	△47
	受取配当金	53	97	43	△10
	一般会計より受入	100	100	68	△33
	預け金利息	2	1	1	△0
	受入雑利息	0	0	0	△0
	受入手数料	2	4	2	△0
	外国為替益	0	-	-	△0
	出資金処分益	143	-	-	△143
益	その他	2	0	3	1
計		1,473	1,352	1,240	△233
損	借入金利息	327	356	289	△38
	事務費	48	53	60	12
	動産不動産減価償却費	2	2	2	△0
	支払手数料	10	32	17	7
	外国為替損	0	1	0	0
	貸付金償却	100	77	771	670
	その他	0	0	1	1
計		488	520	1,139	652
貸倒等引当金洗替前利益金		985	832	101	△884
貸倒等引当金戻入額		3,941	3,937	3,934	△6
貸倒等引当金繰入額		※1 3,937	※2 3,934	※3 3,937	△0
貸倒等引当金洗替後利益金		989	835	98	△890

- ※1 貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (円借款分) : 11
貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (海外投融資分) : 1
特定海外債権引当勘定 (告示 16 条 3 号) : 3,634
出資損失引当金 (告示 16 条 2 号) : 291
- ※2 貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (円借款分) : 11
貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (海外投融資分) : 1
特定海外債権引当勘定 (告示 16 条 3 号) : 3,633
出資損失引当金 (告示 16 条 2 号) : 289
- ※3 貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (円借款分) : 11
貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (海外投融資分) : 1
特定海外債権引当勘定 (告示 16 条 3 号) : 3,633
出資損失引当金 (告示 16 条 2 号) : 292

(3) 貸借対照表の概要

(単位：億円)

		平成 19 年度 上期	平成 19 年度 下期 ①	平成 20 年 9 月期 ②	増 △ 減 ②-①
資 産	貸付金	112,976	113,871	112,684	△1,187
	円借款	112,940	113,837	112,652	△1,185
	海外投融資	36	34	32	△2
	出資金	1,352	1,346	1,348	2
	現金預け金	958	15	40	24
	未収収益	635	618	607	△10
	雑勘定	7	7	11	3
	動産不動産	67	67	68	1
	貸倒等引当金	△ 3,937	△ 3,934	△ 3,937	△3
	計	112,056	111,990	110,821	△1,169
負 債 ・ 純 資 産	借入金	35,519	33,067	31,143	△ 1,924
	未払費用	176	136	133	△ 3
	雑勘定	3	3	1	△2
	(負債計)	35,698	33,206	31,277	△ 1,929
	資本金	72,315	73,906	74,568	662
	積立金	3,055	3,055	4,878	1,823
	利益金	989	1,823	98	△1,725
	(純資産計) (注 1)	76,358	78,784	79,544	760
	計	112,056	111,990	110,821	△1,169

(注 1) 「純資産」について、平成 19 年度までは「資本」という呼称を用いておりました。

(4) 財政状態

(単位：億円)

	平成 19 年度 上期	平成 19 年度 下期 ①	平成 20 年 9 月期 ②	増 △ 減 ②-①
総資産	112,056	111,990	110,821	△1,169
純資産合計 (注 1)	76,358	78,784	79,544	760
純資産合計/総資産 (注 1)	68.14%	70.35%	71.78%	1.43%

(注 1) 「純資産」について、平成 19 年度までは「資本」という呼称を用いておりました。

(5) 延滞債権 (注) について

(注) 弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高額。
財務諸表「重要な会計方針等 5. その他財務諸表作成のための重要な事項」に記載。

(海外経済協力勘定)

(単位：億円)

	平成19年度 下期 ①	平成20年 9月期 ②	増△減 ②-①
延滞債権-①	3,353	3,294	△60
貸付金残高-②	113,871	112,684	△1,187
①/② (%)	2.94%	2.92%	△0.02%

(注) パリクラブにおいて返済繰延べ合意がなされていることから、延滞債権から除かれている債権金額は平成20年9月末で86億円です。また、我が国政府の決定により放棄されることが予定されていることから、延滞債権から除かれている債権金額は平成20年9月末で480億円です。

4-4. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成 20 年 9 月期民間財務諸表（概要）

当機構及び株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行は、旧国際協力銀行の最終年度（平成 20 年 9 月期）の財務諸表（民間会計基準準拠）を作成し、平成 20 年 12 月 26 日付で公表致しました。なお、今回発表した財務諸表については、その客観性を確保するため、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、自主的に新日本監査法人から監査証明を取得しています。

平成 20 年 9 月期財務諸表（民間会計基準準拠）に係る主要な指標は以下のとおりです。

(1) 損益の状況

(単位：億円)

	平成 20 年 9 月期	平成 19 年 9 月中間期
業務粗利益	862	890
資金運用利益	876	895
役務取引等収益	△13	△5
その他業務利益	0	0
営業経費	57	△46
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	805	844
一般貸倒引当金繰入額	△319	-
臨時損益	△0	141
株式関係損益	-	140
貸出金償却等	-	-
個別貸倒引当金繰入額	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
その他の臨時損益	△0	0
経常利益	487	985
特別損益	67	184
交付金収入	68	100
貸倒引当金戻入益	-	84
その他の特別損益	△1	0
当期純利益	553	1,169

(2) 資産、負債及び純資産の状況

(単位：億円)

	平成 20 年 9 月期	平成 20 年 3 月期
資産の部合計	109,764	110,478
現金預け金	41	19
有価証券	1,036	1,037
貸出金	109,211	109,628
その他資産	585	589
支払承諾見返	-	-
貸倒引当金	△1,195	△876
負債の部合計	31,348	33,277
債券	-	-
借入金	31,143	33,067
その他負債	136	141
支払承諾	-	-
純資産の部合計	78,416	77,201
資本金	74,568	73,906
利益剰余金	3,849	3,295
評価・換算差額等	-	-

(3) 貸出金の状況

当機構は、旧JBIC時の平成12年度より資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下、「金融検査マニュアル」といいます。）に基づく資産自己査定を実施しております。

当機構の特徴として途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構（旧JBICを含みます。）が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。（67ページの（注1））

なお、資産自己査定の結果については、以下に掲げるリスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権並びに貸倒引当金計上額を含めて、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」

（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に準拠した監査法人による監査を受けております。

① リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」といいます。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（68ページの（注2））

(ii) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(iii) 3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本の返済猶予、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。（68ページの（注3））

（単位：百万円）

	海外経済協力勘定（旧国際協力銀行）		
	平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年 9 月期
破綻先債権	-	-	-
延滞債権	76,876	73,367	73,367
3 カ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	185,191	139,647	668,789
合計 ①	262,068	213,015	742,156
貸付金残高合計 ②	10,940,343	10,962,845	10,921,146
①/② (%)	2.40%	1.94%	6.80%

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定結果を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」といいます。）による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

(ii) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

(iii) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3か月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいいます。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3か月以上延滞債権」を除く。）をいいます。）です。（68ページの（注3））

(iv) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		海外経済協力勘定（旧国際協力銀行）		
		平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年 9 月期
貸出金等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	76,876	73,367	73,367
	要管理債権	185,191	139,647	668,789
	小計	262,068	213,015	742,156
	正常債権	10,739,666	10,807,306	10,235,375
貸倒引当金	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	54,028	50,319	50,319
	要管理債権	14,901	10,253	44,200
	小計	68,930	60,572	94,520
	要管理債権以外の債権に対する一般貸倒引当金	33,967	27,036	24,972
	特定海外債権引当金	-	-	-
	合計	102,897	87,609	119,492
担保・保証等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	-	-	-
	要管理債権	-	-	-
	小計	-	-	-
(保 全 率 %)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	54,028 (70.3)	50,319 (68.6)	50,319 (68.6)
	要管理債権	14,901 (8.1)	10,253 (7.3)	44,200 (6.6)
	小計	68,930 (26.3)	60,572 (28.4)	94,520 (12.7)

※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

(注1) 平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年9月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、海外経済協力勘定で72,484百万円となっております。本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、リスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権には含めておりません。

(注2) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、①期末以前3年間において、元本・利息等の支払がないこと、②期末以前3年間において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、③期末において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。

(注3) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。旧JBICの外国政府等に対する債権のうち、平成20年9月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、海外経済協力勘定で1,228,583百万円となっています。債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、海外経済協力勘定で668,789百万円(うち繰延べ対象元本残高は528,995百万円)となっています。

4-5. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成19年度法定財務諸表 （概要）

旧JBICは平成20年6月30日、旧JBIC法第40条に基づき平成19年度財務諸表（自平成19年4月1日～至平成20年3月31日）を官報に公告致しました。海外経済協力勘定の概要については以下のとおりとなっています。当該財務諸表は旧JBIC法、関連政省令及び告示、並びに「特殊法人等会計処理基準（昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会報告）」に基づいて作成されたものです。

（1）概観

平成19年度の当年度利益金は、海外経済協力勘定で1,823億円（前年同期比429億円増）となりました。

平成19年度末の海外経済協力勘定の総資産は11兆1,990億円（同665億円減）、負債計は3兆3,206億円（同4,079億円減）、資本計は7兆8,784億円（同3,414億円増）となりました。

（2）損益計算書の概要

（単位：億円）

		平成18年度	平成19年度	増△減 19年度－18年度
収 益	貸付金利息	2,404	2,319	△85
	受取配当金	71	151	79
	一般会計より受入	300	200	△100
	預け金利息	0	2	2
	受入手数料	6	7	1
	外国為替益	0	0	0
	出資金処分益	1	143	142
	その他	3	3	△0
	計	2,784	2,824	40
損 失	借入金利息	810	683	△126
	債券利息	2	-	△2
	支払雑利息	0	-	△0
	事務費	92	101	9
	動産不動産減価償却費	3	3	0
	支払手数料	40	42	1
	出資金処分損	46	-	△46
	貸付金償却	466	177	△289
	その他	6	0	△6
計	1,465	1,007	△458	
貸倒等引当金洗替前利益金		1,319	1,817	△498
貸倒等引当金戻入額		4,016	3,941	△175
貸倒等引当金繰入額		※1 3,941	※2 3,934	△6
貸倒等引当金洗替後利益金		1,394	1,823	△429

※1	貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（円借款分）	: 11
	貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（海外投融資分）	: 1
	特定海外債権引当勘定（告示 16 条 3 号）	: 3,635
	出資損失引当金（告示 16 条 2 号）	: 293
※2	貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（円借款分）	: 11
	貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（海外投融資分）	: 1
	特定海外債権引当勘定（告示 16 条 3 号）	: 3,633
	出資損失引当金（告示 16 条 2 号）	: 289

(3) 貸借対照表の概要

(単位：億円)

		平成 18 年度	平成 19 年度	増 △ 減 19 年度－18 年度
資 産	貸付金	113,786	113,871	85
	円借款	113,748	113,837	89
	海外投融資	38	34	△4
	出資金	1,399	1,346	△53
	現金預け金	680	15	△664
	未収収益	657	618	△39
	雑勘定	6	7	1
	動産不動産	68	67	△1
	繰延勘定	-	-	-
	貸倒等引当金	△ 3,941	△ 3,934	6
		計	112,655	111,990
負 債 ・ 資 本	借入金	37,148	33,067	△ 4,081
	未払費用	136	136	△ 0
	雑勘定	1	3	2
	(負債計)	37,286	33,206	△ 4,079
	資本金	72,315	73,906	1,591
	積立金	1,661	3,055	1,394
	利益金	1,394	1,823	429
	(資本計)	75,370	78,784	3,414
	計	112,655	111,990	△ 665

(4) 財政状態

(単位：億円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	増 △ 減 19 年度－18 年度
総資産	112,655	111,990	△ 665
資本合計	75,370	78,784	3,414
資本合計/総資産	66.90%	70.35%	3.45%

(5) 延滞債権 (注) について

(注) 弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高額。

財務諸表「重要な会計方針等 5. その他財務諸表作成のための重要な事項」に記載。

(海外経済協力勘定)

(単位：億円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	増 △ 減 19 年度－18 年度
延滞債権-①	3,347	3,353	6
貸付金残高-②	113,786	113,871	85
①／② (%)	2.94%	2.94%	0.00%

(注) 各年度末までにパリクラブにおいて返済繰延べ合意がなされていることから、延滞債権から除かれている債権金額は平成18年度末で648億円、平成19年度末で2億円です。また、我が国政府の決定により放棄されることが予定されていることから、延滞債権から除かれている債権金額は平成18年度末で447億円、平成19年度末で480億円です。

4-6. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成19年度民間財務諸表 （概要）

旧JBICは、平成20年3月期の財務諸表（民間会計基準準拠）を作成し、平成20年6月30日付で公表致しました。なお、今回発表した財務諸表については、その客観性を確保するため、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、自主的に新日本監査法人から監査証明を取得しています。

平成20年3月期財務諸表（民間会計基準準拠）に係る主要な指標は以下のとおりです。

（1）損益の状況

（単位：億円）

	平成20年3月期	平成19年3月期
業務粗利益	1,751	1,624
資金運用利益	1,788	1,657
役務取引等収益	△35	△33
その他業務利益	△2	0
営業経費	△102	△98
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	1,649	1,526
一般貸倒引当金繰入額	-	-
臨時損益	142	△13
株式関係損益	140	△15
貸出金償却等	-	-
個別貸倒引当金繰入額	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
その他の臨時損益	2	1
経常利益	1,791	1,513
特別損益	315	530
うち交付金収入	200	300
うち償却債権取立益	0	8
うち貸倒引当金戻入益	115	223
当期純利益	2,107	2,043

(2) 資産、負債及び資本の状況

(単位：億円)

	平成 20 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
資産の部合計	110,478	110,858
現金預け金	19	683
有価証券	1,037	1,093
貸出金	109,628	109,403
その他資産	589	629
支払承諾見返	-	-
貸倒引当金	△876	△1,029
負債の部合計	33,277	37,354
債券	-	-
借入金	33,067	37,148
その他負債	141	141
支払承諾	-	-
純資産の部合計	77,201	73,504
資本金	73,906	72,315
利益剰余金	3,295	1,189
評価・換算差額等	-	-

(3) 貸出金の状況

当機構は、旧JBIC時の平成12年度より資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下、「金融検査マニュアル」といいます。）に基づく資産自己査定を実施しております。

当機構の特徴として途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構（旧JBICを含みます。）が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。（58ページの（注1））

なお、資産自己査定の結果については、以下に掲げるリスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権並びに貸倒引当金計上額を含めて、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」

（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に準拠した監査法人による監査を受けております。

① リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」といいます。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（58ページの（注2））

(ii) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(iii) 3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本の返済猶予、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。（59ページの（注3））

（単位：百万円）

	海外経済協力勘定（旧国際協力銀行）		
	平成 17 年度末	平成 18 年度末	平成 19 年度末
破綻先債権	-	-	-
延滞債権	96,998	76,876	73,367
3 カ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	184,691	185,191	139,647
合計 ①	281,689	262,068	213,015
貸付金残高合計 ②	10,943,642	10,940,343	10,962,845
①/② (%)	2.57%	2.40%	1.94%

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定結果を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」といいます。）による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

(ii) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

(iii) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3か月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいいます。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3か月以上延滞債権」を除く。）をいいます。）です。（59ページの（注3））

(iv) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		海外経済協力勘定（旧国際協力銀行）		
		平成 17 年度末	平成 18 年度末	平成 19 年度末
貸出金等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	96,998	76,876	73,367
	要管理債権	184,691	185,191	139,647
	小計	281,689	262,068	213,015
	正常債権	10,729,856	10,739,666	10,807,306
貸倒引当金	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	79,638	54,028	50,319
	要管理債権	13,942	14,901	10,253
	小計	93,581	68,930	60,572
	要管理債権以外の債権に対する一般貸倒引当金	31,575	33,967	27,036
	特定海外債権引当金	-	-	-
	合計	125,156	102,897	87,609
担保・保証等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	-	-	-
	要管理債権	-	-	-
	小計	-	-	-
(保全率※)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	79,638 (82.1)	54,028 (70.3)	50,319 (68.6)
	要管理債権	13,942 (7.6)	14,901 (8.1)	10,253 (7.3)
	小計	93,581 (33.2)	68,930 (26.3)	60,572 (28.4)

※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

(注1) 平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年3月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、海外経済協力勘定で96,645百万円となっております。本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、リスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権には含めておりません。

(注2) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、①期末以前3年間に於いて、元本・利息等の支払がないこと、②期末以前3年間に於いて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、③期末に於いて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。

(注3) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。旧JBICの外国政府等に対する債権のうち、平成20年3月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、海外経済協力勘定で1,228,905百万円となっています。債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、海外経済協力勘定で139,647百万円（うち繰延べ対象元本残高は63,663百万円）となっています。

4-7. 財政投融資事業に関する政策コスト分析について

(1) 財政投融資事業に関する政策コスト分析の概要

政策コスト分析とは財政投融資を活用している事業の実施に伴い、国（一般会計等）から将来にわたって投入される補助金等の額や、投入された出資金による利払軽減効果（国にとっての機会費用）などの額を財政融資対象の機関が試算したものです。

分析に当たっては、将来にわたる補助金等を現在の価値として評価した総額（割引現在価値額）を、一定の仮定を置いて試算しています。例えば、融資については、平成 22 年度以降新規融資を行わない、等の仮定を置いています。

政策コスト分析は、事業の実施による将来の国民負担がどの程度となるかを明らかにし、財政投融資の透明性を高めるとともに、事業実施主体が分析を通じて事業のあり方を見直す等の効果が期待されています。

なお、算出された政策コスト額は、既に投入された出資金等による機会費用などが含まれていますので、事業の遂行によって生じる将来の資金移転を伴う財政負担そのものを示すものではありません。

(2) 国際協力機構の平成 21 年度政策コスト分析結果（平成 21 年 11 月 18 日公表）

政策コスト	分析期間
2,455 億円	40 年間

上記の数字は、平成 20 年 10 月 1 日時点の出融資残高 10 兆 9,229 億円に加え、平成 20 年度下期・21 年度の出融資計画（1 兆 3,767 億円）に基づき出融資を実行した場合の全貸付金回収までの 40 年間を分析期間としています。

5. 経営上の重要な契約等

該当するものではありません。

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成20年度は合計で2,852.5百万円の設備等支出を行いました。他方、平成20年度中に処分(売却及び除去)した設備等はありませんでした。

2. 主要な設備の状況(平成20年度末)

(単位:百万円)

内容	所在地	土地		建物	動産	一括償却資産	合計
		面積	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格
事務所・舎宅等	東京都新宿区他	351,926.93 m ²	33,372	39,175	2,646	0	75,193

3. 設備の新設、除却等の計画

当機構の主要な設備等への支出計画(注)は以下のとおりです。

(単位:百万円)

年度	対象	所在地	内容	予定額
平成21年度	事務所・舎宅等	千代田区二番町他	新築・改修等	3,915
平成21年度	事務所・舎宅等	名古屋市名東区亀の井 他	売却等	935

第 4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構に対する政府からの出資金は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前年度比増減	年度末資本金残高	摘要
平成 15 年度末	88,508	88,508	政府（一般会計）からの出資
平成 16 年度末	—	88,508	—
平成 17 年度末	—	88,508	—
平成 18 年度末	—	88,508	—
平成 19 年度末	△5,175	83,333	国庫納付に伴う減少
平成 20 年度末	7,390,856	7,474,189	旧 JBIC より承継した有償資金協力勘定の資本金の額を含む。

上記の表において、平成 15 年度末から平成 19 年度末の金額には旧 JBIC より承継した有償資金協力勘定の資本金の額は含まれておりません。参考として、旧 JBIC の海外経済協力勘定の資本金の推移を記載します。

旧 JBIC 海外経済協力勘定

(単位：百万円)

	前年度比増減	年度末資本金残高	摘要
平成 15 年度末	200,300	6,704,644	政府（一般会計）からの出資
平成 16 年度末	186,600	6,891,244	政府（一般会計）からの出資
平成 17 年度末	174,400	7,065,644	政府（一般会計）からの出資
平成 18 年度末	165,864	7,231,508	政府（一般会計）からの出資
平成 19 年度末	159,064	7,390,572	政府（一般会計）からの出資

2. 役員状況（平成21年12月1日現在）

【役員の定数】理事長1人、副理事長1人、理事8人以内及び監事3人以内

【役員の任期】理事長及び副理事長：4年、理事及び監事：2年

【役員の氏名、役職、経歴等】

役職	氏名	就任日	経歴
理事長	緒方 貞子	平成15年10月1日 (再任)	昭和51年 国際連合日本政府代表部公使 昭和55年 上智大学国際関係研究所教授 昭和57年 国連人権委員会政府代表 平成 3年 第8代 国連難民高等弁務官 (UNHCR) 平成15年 独立行政法人国際協力機構理事長
副理事長	大島 賢三	平成19年10月1日	昭和42年 外務省入省 平成 9年 経済協力局長 平成15年 特命全権大使 オーストラリア国駐劔 平成16年 特命全権大使 国際連合日本政府代表部 常駐代表 平成19年 独立行政法人国際協力機構副理事長
理事	金子 節志	平成17年4月1日 (再任)	昭和47年 海外技術協力事業団入団 平成10年 国際協力事業団研修事業部長 平成12年 独立行政法人国際協力機構アジア第二部長 平成15年 独立行政法人国際協力機構人事部長 平成17年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	上田 善久	平成17年6月7日 (再任)	昭和49年 大蔵省入省 平成 6年 国際金融局国際資本課長 平成12年 大臣官房審議官 (国際局担当) 平成13年 米州開発銀行理事 平成17年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	橋本 栄治	平成19年10月1日 (再任)	昭和49年 海外技術協力事業団入団 平成11年 国際協力事業団ケニア事務所長 平成13年 国際協力事業団アフリカ・中近東・欧州部長 平成15年 独立行政法人国際協力機構理事長室長 平成19年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	新井 泉	平成20年10月1日	昭和50年 海外経済協力基金採用 平成18年 アフリカ地域外事審議役 平成19年 開発金融研究所長 平成19年 国際協力銀行理事 平成20年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	恒川 恵市	平成20年10月1日	平成3年 東京大学教養学部教授 平成8年 東京大学大学院総合文化研究科教授 平成20年 政策研究大学院大学教授 平成20年 独立行政法人国際協力機構顧問 平成20年 独立行政法人国際協力機構理事

理事	佐渡島 志郎	平成21年7月14日	昭和52年 平成16年 平成18年 平成19年 平成21年	外務省入省 大臣官房参事官兼経済協力局 大臣官房審議官兼アジア大洋州局兼同局南部アジア部 独立行政法人国際協力機構総務部長 独立行政法人国際協力機構理事
理事	黒田 篤郎	平成21年8月1日	昭和57年 平成15年 平成18年 平成19年 平成21年	通商産業省入省 日本貿易振興会バンコック・センター所長 通商政策局国際経済課長 通商政策局通商交渉官 独立行政法人国際協力機構理事
理事	高島 泉	平成21年8月1日	昭和54年 平成15年 平成17年 平成19年 平成21年	農林水産省入省 生産局総務課長 中国四国農政局次長 独立行政法人水産総合研究センター理事 独立行政法人国際協力機構理事
監事	金丸 守正	平成19年10月1日 (再任)	昭和48年 平成15年 平成16年 平成17年 平成19年	海外技術協力事業団入団 独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修所長 独立行政法人国際協力機構アジア第一部長 独立行政法人国際協力機構人事部長 独立行政法人国際協力機構監事
監事	中澤 健	平成20年10月1日	昭和52年 平成16年 平成17年 平成19年 平成20年	大蔵省入省 理財局国有財産調整課長 預金保険機構検査部長 近畿財務局金融安定監理官 独立行政法人国際協力機構監事
監事	松尾 庄一	平成21年8月25日	昭和51年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年	警察庁採用 警察庁長官官房政策評価審議官 愛知県警察本部長 近畿管区警察局長 独立行政法人国際協力機構監事

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 法による規制

当機構の主務大臣（12 ページご参照）は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可、財務諸表の承認等を行います。

また、当機構は通則法及び改正 JICA 法により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、主務大臣が選任する監事及び会計監査人の監査の他、会計検査院による検査、金融庁による検査（有償資金協力業務に限る。）を受けなければならないとされています。

詳細については「日本政府との関係について」（12 ページ）をご参照下さい。

(2) 業務運営の評価

当機構は、通則法第 32 条により、各事業年度における業務の実績について外部有識者から構成される外務省独立行政法人評価委員会（以下「独法評価委員会」といいます。）の評価を受けています。これに先立ち、機構は中期計画（「中期計画」については 12 ページご参照）期間中の業務実績を毎年、機構内部の業績評価委員会で審議し、業績評価報告書としてとりまとめ、評価委員会へ提出しています。なお、独法評価委員会は総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」に評価結果を通知するとともに、必要があると認めるときは、機構に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができるかとされています。また、独法評価委員会の評価結果及び通知内容は公表されています。

(3) 内部管理等の体制

(理事会の運営)

当機構は理事長・副理事長・理事により構成される理事会において当機構の経営及び業務運営に係る重要な基本方針並びに重要な個別業務事項に係る審議を行います。

(監事監査)

監事は当機構の業務を監査します。監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができます。また、監事は業務を監査するため役員会に出席し意見を述べることができます。

(内部監査について)

当機構は、内部監査部門として理事長直属の監査室を設置しており、内部監査の独立性を確保しております。

(コンプライアンス態勢について)

当機構は、コンプライアンスに関する重要事項を検討するため、副理事長を委員長とし、関係役員・部室長により構成されるコンプライアンス委員会を設置しており、本委員会において決定するコンプライアンス・プログラムに基づく各種取組みを通じて当機構役職員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。

(役員報酬について)

当機構が平成 20 年度において役員に支払った報酬額は総額で 208,026 千円です。

(4) 統合的リスク管理について

一般に金融機関が業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク（金利リスク、為替リスク等）、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のさまざまなリスクを伴います。当機構は政府機関として政策目的の実現のための金融を業務としており、当機構業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関とは異なりますが、金融機関に準じた適切なリスク管理を行っていくことが必要であり、当機構でも内部的なリスク管理態勢の一層の整備を進めています。

具体的には、リスク管理を組織的に対処すべき経営課題と位置づけ、「統合的リスク管理規程」を策定しています。同規程の中では、当機構が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の健全性及び適切性の確保並びに適正な損益水準の確保を当機構のリスク管理の目的と定めています。また、統合的リスク管理及びカテゴリー別のリスク管理に関する重要事項の検討、審議を行うため、理事を委員長としたリスク管理委員会を設置しています。

当機構が業務運営上抱える個別のリスクのうち主要なものとその管理に対しては、本説明書42～44ページをご参照ください。